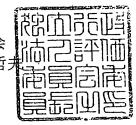


独評発第0827002号 平成20年8月27日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 理事長 近藤 達也 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会 委員長 井原 哲規



独立行政法人医薬品医療機器総合機構の中期目標期間の 業務実績の暫定評価結果について

標記の評価結果を取りまとめたので、別添のとおり通知する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構の中期目標期間の業務実績の暫定評価結果

平成20年8月27日 厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 中期目標期間(平成16年4月~平成21年3月)の業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「総合機構」という。)は、認可法人医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構及び国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センターの業務並びに財団法人医療機器センターで行われていた医療機器の同一性調査業務を統合し、平成16年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。

本評価は、平成16年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標(平成16年4月~ 平成21年3月)全体の業務実績についての評価を行うものであり、評価結果を次 期中期計画等へ反映させる観点から、中期目標期間の最終年度に暫定的に実施する ものである。

総合機構に対しては、特殊法人から独立行政法人になった経緯を踏まえ、弾力的・効果的な業務運営を通じて、業務の効率性の向上、質の向上及び透明性の向上により国民の求める成果を得ることが強く求められている。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」 及び個別項目毎の評価の視点等に基づき、平成19年度までの業務実績の評価において示した課題等、さらには、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見や当委員会で決定された取組方針も踏まえ、暫定評価を実施した。

なお、総合機構は、発足当初の平成16年度において、研究開発振興業務も所管 していたが、規制部門と振興部門を分離し、総合機構を健康被害救済業務、審査等 業務及び安全対策業務に専念させるため、平成17年4月より、研究開発振興業務 は独立行政法人医薬基盤研究所に移管されている。

また、総合機構の業務は、健康被害救済業務、審査等業務及び安全対策業務の3 つの業務が一体となって推進されていることを特記しておきたい。

(2) 中期目標期間の業務実績全般の評価

当委員会においては、総合機構が独立行政法人として発足して以来、業務により得られた成果が、「医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、並びに医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資することを目的とする」という当機構の設立目的に照らし、どの程度寄与するものであったか、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したかなどの観点に立って評価を行ってきたところであるが、中期目標期間全般については、次のとおり、概ね適正に業務を実施してきたと評価できる。

業務運営の効率化に関しては、目標管理による業務運営や人事評価制度の導入に

より業務運営の改善等の処置がとられ、効率的な業務運営の確立がなされたことを評価する。また、理事長の判断を迅速に業務運営に反映する組織体制の構築・整備が図られ、リスク管理においては、総合機構全体のリスク管理を行うため、リスク管理規程を作成し、リスク管理委員会が設置された。

一般管理費等の経費削減については、毎年度経費を計画的に節減し、中期目標・ 中期計画の達成に向けて順調な進捗状況となっている。

健康被害救済業務については、人員の増強及び組織の見直しにより、業務の迅速 化が進められるとともに、業務の効率化が図られ、計画に照らし充分な成果を上げ ている。

審査等業務については、新医薬品の優先審査品目については、中期計画の目標を上回るものの、新医薬品全体については、中期計画の目標を下回っている。しかし承認件数は、大幅に増加していることから、審査の迅速化に向けた体制の整備は、着実に進展していると言える。一方、新医療機器の優先審査品目については、中期計画の目標を上回っているが、新医療機器全体については、承認件数は、年々増加する中、平成17年度及び平成18年度は目標を上回ったものの、平成19年度においては、目標を下回った。新医療機器についても、新医薬品と同じく審査の迅速化に向けた更なる体制の整備が期待される。治験相談については、毎年度目標は上回っているものの、全ての相談の需要に応じきれていない状況がある。審査体制の量及び質の両面において、更なる充実を図るための体制の整備を期待する。

安全対策業務については、審査と併せ「車の両輪」としてリスクマネジメントの機能を発揮するよう、その充実が求められている。このため、医薬品等の安全対策に有効な新手法として、統計解析手法の1つであるデータマイニング手法の導入に向けた業務支援システムの開発が進められており、「予測予防型」の取組の充実に向けた新事業が着実に展開されている。また、企業、医療関係者や患者、一般消費者に対する医薬品等の安全性情報の提供についても「医薬品医療機器情報配信サービス」の実施、「PMDA医療安全情報」及び「患者向医薬品ガイド」のホームページへの掲載を行うなど、そのサービスの向上に取り組んでいると認められる。安全対策の強化については、関係方面からその必要性が指摘されており、今後更なる体制の強化を期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。 また、個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

- (1)業務運営の効率化
 - ① 効率的な業務運営体制の確立

総合機構においては、平成16年度から目標管理制度の意義・必要性について

職員に周知を図り、業務計画表の作成・利用の研修等を年度毎に実施し、適切な業務運営を推進した。中期計画の当初より、目標管理制度を積極的に職員に浸透させるなど業務の執行状況の適正な管理を推進していることは、中期目標・中期計画に照らし十分な成果を上げている。

② 業務管理の充実

理事長の判断を迅速に業務運営に反映するために「幹部会(平成16年度~)」のほか、「総合機構改革本部(平成16年度~)」、「審査等業務進行管理委員会(平成16年度~)」、「財務管理委員会(平成18年度~)」及び「情報システム管理等対策本部(平成17年度~)」などを開催している。また、総合機構全体のリスク管理を行うため、リスク管理委員会を設置し、平成16年度には、リスク管理方針を、平成17年度にはリスク管理規程を策定した上で、平成19年度には、法人文書の持ち出しに関するルールについて検討し、リスク管理規程の改正を実施するなど、リスク管理を徹底する体制を構築している。このようにトップマネジメント体制の確立のための取り組みが進められた結果、各委員会が実質的・有効的に機能し、十分な成果を上げている。「経済財政改革の基本方針2007」の方針に基づき対応した「中期目標期間終了時の組織・業務の見直し」及び「独立行政法人整理合理化計画」の内容に沿って、組織・業務の全般の見直しを進めたことは、高く評価できる。

総合機構全体の業務の重要事項について審議するため、学識経験者、医療関係者、関係業界の代表、消費者の代表及び医薬品等による健康被害を受けた方々の代表により構成する「運営評議会」とともに、業務に関する専門的事項を審議するための下部組織である「救済業務委員会」及び「審査・安全業務委員会」を設置しており、各会議は全て公開され、その議事録及び資料が、総合機構のホームページに公表されているなど、業務の効率化、公平性及び透明性の確保の取組は、有効に機能している。これからも業務の効率化、公平性及び透明性の確保に対する積極的な対応を期待する。

③ 一般管理費等の経費削減

一般管理費の経費削減については、年3%程度(平成15年度と比べ一般管理費については15%程度、平成16年度から発生する一般管理費については12%程度、平成17年度から発生する一般管理費については9%程度)の額を削減することとなっているが、平成16年度は15.6%、平成17年度は3.4%、平成18年度は2.8%、平成19年度は3.3%と削減目標を上回っている。

事業費も同様に、年1%程度(平成15年度と比べ事業費については5%程度、 平成16年度から発生する事業費については4%程度、平成17年度から発生す る事業費については3%程度)の額を削減することとなっているが、平成16年度は18.8%、平成17年度は9.4%、平成18年度は6.0%、平成19年度は13.1%と削減目標を上回っている。

以上のように一般管理費等の経費削減については、中期目標・中期計画の達成 に向けて順調な進捗状況となっている。

今後とも、経費削減への継続的な努力や契約の一般競争入札化等により、引き続き、業務の効率性・経済性を向上させていく努力を期待する。

(2) 各事業ごとの評価

① 各事業に共通する事項について

一般の方からの質問・相談のため、平成16年度から電話による一般相談を開始し、平成18年11月からFAXによる受付を開始し、平成19年6月からは、総合機構ホームページ上からの受付を開始した結果、平成16年度には、219件だった相談件数も平成19年度には、2,821件と大幅に増加し、相談者の利便性の向上が図られている。

また、初めて医薬品医療機器情報提供ホームページを利用される方のための「情報提供ホームページの活用方法」の掲載や添付文書情報と使用上の注意の根拠症例及び重篤副作用疾患別対応マニュアルとのリンクを開始するなど、より分かりやすく使いやすいものとした。その結果、医薬品医療機器情報提供ホームページへのアクセス回数は、平成16年度約2.3億回、平成17年度約2.9億回、平成18年度約3.9億回、平成19年度約5.0億回とアクセス回数は増加している。

一方、平成17年度より毎年「医薬品医療機器国民フォーラム」を開催し、平成19年度は、関西地域でも開催するなど、国民に対する広報、周知活動に積極的に対応している。

今後も、これまで以上に情報提供活動における質及び量の両面において、総合 機構自らが積極的に行っていくことに期待する。

② 健康被害救済業務

副作用救済給付業務では、平成17年度に調査課を設置するとともに、副作用専門調査員を配置するなど、救済給付の事務処理を迅速に進めるための方策を取った結果、支給・不支給の決定件数は、平成16年度が633件であったのに対し、平成19年度においては855件と大幅に増加しており、救済給付の標準的事務処理期間(8ヶ月)の達成率も、中期計画における目標値(60%)を上回る74.2%となり、平成16年度に比べ59.7%増加している。

なお、その支給・不支給事例については、平成16年度よりホームページによ

る公表を開始し、平成19年度末には、平成18年度第4四半期までに決定された分を公表している。また、業務統計については、平成18年度までの業務実績等を公表している。

また、情報提供の拡充・見直しや広報活動の積極的実施等によりホームページのアクセス件数(平成15年度比36%増)、相談件数(平成15年度比79%増)ともに、中期目標終了時(平成20年度)の目標値(平成15年度比20%増)を上回っており、救済制度の普及は進んでいる。

副作用救済業務及び感染救済業務では、平成16年度に既存のデーターベースを改修し、タイムクロック管理や統計・検索機能等を強化するとともに、副作用救済業務及び感染救済業務の支給・不支給判定事務の迅速化のため、平成18年度より開発に着手した「救済給付データベース統合・解析システム」の第1次開発が平成19年度に終了した。

スモン患者及び血液製剤によるHIV感染患者等に対する受託支払業務、受託 給付業務及び平成19年度から新たに始まった特定フィブリノゲン製剤及び特定 血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等について は、個人情報に配慮し、前2事業については委託契約に基づき、特定救済業務については法律に基づき、適切に事業が実施されている。今後とも引き続き当該業務が適切に実施されることを期待する。

以上より、中期目標・中期計画に照らして十分な成果を上げている。

③ 審査等業務

新医薬品全体(平成16年4月以降の申請分)の審査事務処理期間(12ヶ月)の達成率は、平成19年度までの各年度を通じて、審査事務処理期間12ヶ月を70%について確保することを目標値として掲げ、平成17年度は目標を上回ったものの、平成16年度、平成18年度及び平成19年度は目標を下回っているところであるが、承認件数は平成16年度の49件から平成19年度の81件と大幅に増加している。また、新医薬品の優先審査品目(平成16年4月以降の申請分)の審査事務処理期間(6ヶ月)の達成率は、中期目標期間終了時までに50%について確保することを目標値として掲げており、平成19年度までは目標を上回っている。

一方、新医療機器全体(平成16年4月以降の申請分)の審査事務処理期間(12ヶ月)の達成率は、審査事務処理期間12ヶ月を平成16年度は70%、平成17年度及び平成18年度は80%、平成19年度は90%を目標値として掲げ、平成16年度50%、平成17年度100%、平成18年度100%、平成19年度83%と、平成17年度及び平成18年度は目標を上回ったものの、平成19年度は目標をやや下回ったところであるが、承認件数は平成16年度の8件か

ら平成19年度の26件と大幅に増加している。また、新医療機器の優先審査(平成16年4月以降の申請分)の審査事務処理期間(9ヶ月)の達成率は、中期目標期間終了時までに70%について確保することが目標値として掲げ、平成19年度までは、目標を上回っている。

これらの結果からは、新医薬品・新医療機器の審査業務が適切に実施している ことはうかがえるが、今後は目標値を達成することができるよう、更なる審査の 迅速化に向けた体制の充実強化が望まれる。

治験相談については、平成16年度はより、相談応需体制を整備し、平成17年度からは優先度の高いものから治験相談を行うという方式の導入など、体制の見直し、強化を図った結果、治験相談件数は、平成16年度216件から平成19年度302件と大幅に増加し、より良い医薬品をより早く国民に届けるという目標に向けて進展があった。なお、治験相談実施・取下げ実績件数は中期計画を踏まえた年度計画の目標値を平成17年度、平成18年度及び平成19年度とも上回っている。しかしながら、全ての治験相談の需要には応えきれていないため、今後は、そうした状況を改善することができるよう、人員・組織の拡大等が望まれる。

なお、新医薬品の審査体制については、平成19年度からの人員拡大計画を含め、課題となっていた人員確保については、目途がついたことから、今後は、審査業務プロセスの標準化・効率化や承認審査基準の明確化を図り、審査の更なる迅速化に取り組むことを期待する。また、新規採用の審査員の育成はもちろんのこと、中核的人材の育成にも積極的に取り組み、全ての審査員が十分に能力を発揮できるような体制を整備し、審査員の増加による審査期間の短縮等、それぞれの業務の成果が数字として早く現れることを強く期待する。

審査等業務及び安全対策業務の質の向上については、プロジェクトマネジメント制度の試行、GMP調査体制の整備、外部専門家の活用、調査支援システムの構築、海外規制当局との連携強化など、各種取組が推進されている。

また、審査等業務及び安全対策業務に必要な素養を身につけさせるため、国内外から講師を招く特別研修を開催するなど、教育体制の充実を図っているが、更なる質の向上を図るため、一層の教育体制の整備を期待する。

さらに、適正な治験の普及等については、新技術を応用した製品に係る国の評価指針の作成に協力するとともに、医療機関の治験実施体制の整備促進に寄与すること等を目的として、医療機関の薬剤師や看護師等を対象とした「治験コーディネーター養成研修」事業を実施するなど、適正な治験の普及等に取り組んでいる。

以上より、ほぼ中期目標・中期計画に沿った成果を上げている。

④ 安全対策業務

予測予防型の新たな安全性情報の発見・分析を行う手法のデータマイニング手法については、平成17年度、平成18年度には、安全対策業務の支援ツールとして導入することの検討やその手法の確立を行い、平成19年度には、シグナル検出結果の効率的な活用に向けて、安全対策業務プロセス全般をサポートするため業務支援システムの開発に着手するなど、その取組が着実に進展している。

副作用情報の収集を進めるため、拠点医療機関ネットワークを中期目標期間終了時までに構築することとしているところ、平成17年度から抗がん剤併用療法実態把握調査を実施し、平成20年2月に、データの最終解析を終了しており、また、小児領域の安全性確認のための調査について、平成18年度には、データ解析を実施し、結果を報告書としてまとめ、平成20年3月にホームページ上で公表するなど、これらの取組も着実に展開している。

副作用・不具合情報等報告の電子化については、電送化導入の協力要請など適切に業務を推進した結果、中期目標終了時までに電送化率を年80%以上とする目標に対し、平成16年度69.1%の電送化率が平成19年度には91.1%と大幅に目標を上回っている。

企業への情報提供として、副作用が疑われる症例については平成18年1月から、不具合が疑われる症例については平成18年3月から、それぞれラインリストとして公開を開始し、平成19年度末までに副作用報告累計84,094件及び不具合報告累計34,226件を年度目標である報告受理後、概ね6ヶ月で公表している。また、企業における安全対策の充実が図られるよう、企業からの各種相談(医薬品、医療機器及び医療安全に関するもの)業務を実施し、平成19年度までの累計は、医薬品2,123件、医療機器1,827件、医療安全302件に達している。

医療関係者への情報提供として、医療用医薬品の添付文書情報を、平成19年度までにインターネット上で13,090件提供するとともに、添付文書の改訂情報やクラスI回収情報等の安全性情報を希望する医療関係者に対してメールで提供する「医薬品医療機器情報配信サービス」は、登録数が平成17年度2,892件から平成19年度11,965件と大幅に増加している。また、重篤副作用疾患別対応マニュアルは25件掲載している。

一般消費者・患者への情報提供としては、くすり相談の相談件数は平成16年度8,790件から平成19年度12,477件に増加している。また、平成17年7月からの医療機器相談を開始し、平成17年度323件から平成19年度824件と大幅に増加している。その他、患者等が医療用医薬品を正しく理解し重大な副作用の早期発見等に供されるよう作成された「患者向医薬品ガイド」の

情報提供ホームページへの掲載を平成17年度から開始するとともに、有識者の助言を得つつ、修正を行いながら、平成19年度までに270成分、1,567品目を公表している。

健康被害救済部との連携では、支給決定及び不支給決定事例における医薬品名 や副作用名等に関する情報の提供を受け、救済請求において見られた不適正使用 の事例などを参考に、不適正使用による健康被害を低減するため、添付文書の改 訂を行っている。

企業、医療関係者及び一般消費者・患者への情報提供は、積極的に取組まれて おり、さらなる推進を期待する。

以上より、中期目標・中期計画に照らし、十分な成果を上げているが、安全対策の強化が強く望まれるところであり、今後更なる体制の強化が期待される。

(3) 財務内容の改善等について

予算、収支計画及び資金計画等については、中期目標・中期計画に基づいて適正に実施されている。各年度における予算を踏まえ、一層の経費の節減に努めるため、経費削減策を実施してきたが、平成19年度には、「随意契約見直し計画」を策定し、その見直し計画に基づく着実な実施による予算の効率的執行や、業務の効率化等により節減を行った。また、平成19年4月から人事評価制度を導入するとともに、国家公務員の給与構造改革等を踏まえた新しい給与制度を導入し、常勤職員の人件費の抑制を行うなど、中期目標・中期計画に照らし十分な成果を上げている。

th ## 31. mg	· 中央 (五十 1 6 左 中 - 1 0	į	事業年度	評価結り	艮	邮台部加
中 朔 計 画	智正評価別間(平成16年度~19年度)の美額報告 	H16	H17	H18	H19	暫定評価 期間の評価
第1 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び 国民に対して提供するサービスその他の業務の 質の向上に関する事項に係る目標を達成するた めにとるべき措置						
通則法第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置及び同項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置は次のとおりとする。						
(1)効率的かつ機動的な業務運営						
に、業務の進捗状況の日常的な管理を通じ、問	① 目標管理制度の意義・必要性について職員に周知を図り、業務計画表の作成を可能とするため、各年度毎に研修等を行った。					
西州の山山区していは古に方のも。	② 各部において作成した各年度業務計画表の上半期の進捗状況について、中間報告 ヒアリングを実施するとともに、幹部から指摘のあった事項については、幹部会に おいて、その後の進捗状況の報告を行った。	A 3. 78	A 3. 78	A 3. 75	A 3. 63	A 3. 74
	③ 前年度実績の総括ヒアリングを行うとともに、次年度計画を策定する際に行った幹部ヒアリングにおいても、幹部に対し、当該年度の業務の進捗状況について、報告を行った。					
・業務全般にわたる戦略立案機能とともにリスク管理、チェック機能などの業務管理体制を強化するとともに、理事長の経営判断が迅速に業務運営に反映できる組織体制の構築を図る。	○ 幹部会、医薬品医療機器総合機構改革本部、審査等業務進行管理委員会、財務管理委員会等の適切な運営等によって理事長の経営判断に資する組織体制の構築を図るとともに、リスク管理委員会の適切な運営等によってリスク発生などの業務管理体制の強化を図ることにより、業務全般にわたる戦略立案機能の維持・強化を図った。					
	・ 「幹部会」の設置・運営 3つの組織を統合して設立された機構の業務運営の連絡調整が円滑に行えるようにするため、部長級以上で組織する「幹部会」を設置し、週1回、定期的に開催し、重要な方針の確認、業務の連絡調整等を行った。 平成16年度 45回開催 平成17年度 47回開催 平成18年度 47回開催 平成19年度 45回開催					
	・「改正薬事法施行等対策本部」及び「医薬品医療機器総合機構改革本部」の設置・運営 平成17年度改正薬事法の施行準備、審査体制の充実強化等機構における当面の更調理にありませた。					
	審査体制の充実策、健康被害救済業務の改善策、GMP調査のあり方等について検討を行った。					
	に改組し、機構全体の方向等につい検討を行った。 平成16年度:13回開催 平成17年度:5回開催 平成18年度:4回開催					
	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置 通則法第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置及び同項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置は次のとおりとする。 (1)効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務の目標と責任を明確にするとともに、業務の進捗状況の日常的な管理を通じ、問題点の抽出及びその改善に努める。 ・業務全般にわたる戦略立案機能ととともにリスク管理、チェック機能などの業務管理体制を強化するとともに、理事長の経営判断が迅速に業務	第1 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び 国民に対して提供するサービスその他の業務の 質の向上に関する事項に関する事項に関する事項に関するためにと が高いでは、対して被性であり、一でスーク他の 業務の資の向上に関する目標を達成するためにとるへく業権置及び同 域第2 身の間以に対しても健生するサービスその他の 業務の資の向上に関する目標を達成するためにとる くき指揮に次めとおりまする。 (1) 効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務の目標と実任を明確にするととも、 に悪点の抽出及びその改善に努かる。 ② 各部において作成した各年度業割計画表の上半期の進捗状況について、中間報告 とアリングを実施するとともに、外部から指摘のあった事項については、幹部から おいて、その後の進歩状段の関も合うで、 ・学部とアリングを実施するとともに、次年度計画を策定する際に行った。 幹部にアリングにおいても、幹部に対し、当該年度の業務の連修状況について、報告を行った。 中では、チェック機能などの業務管理体制を強化 するとともに、理事長の経営判断が活達に業務 運営に反映できる組織体制の構築を図る。 「幹部会」の設置・運営・1、フィク管理、チェック機能などの業務管理体制を強化 を持つ機能を図ることにより、業務全般にかたる観音な運営がよってリスク発生などの業務管理 体制の機能を図ることにより、業務全般にかたる観音な運営の連絡が開始が計画といる。 「幹部会」の設置・運営・3の知識を総合したでは制度するである観音な運営の連絡の機能の維持を発して 第20 の設置・運営・3 つの設置・運営・3 つの設置・運営・3 つの設置・運営・3 つの設置・運営・3 つの設置・運営・3 つの設置・運営・3 つの設置・運営・3 のの設置・運営・3 のの設置・運営・3 のの設置・運営・3 のの設置・運営・3 のの記録・2 によいでは 15 回開権 平成19年度 15 回開権 ・「改正集事法施行を対策のの言葉、企理等のの言語がもの言葉のでは、10 の設置・運営・平成19年度の主発を対して対なりまからとままして対する、10 回開権 平成19年度 15 回開権 ・「改正集事法施行を対策のの言葉、企理等のの言語のの理解があるう方等について検討 もでは、10 回開を ・「改正集事法施行を対策のの言葉、企理等のの言語のの言葉のでは、10 の記述を 実施に取り組まため、「改正集事法施行を対策をあるの言葉の、2 に変しのに対する、1 を表しいでは、1 を表しいでは、1 を表しいで検討を行った。 ・「改正集事法施行を対策をあるの言葉のといて検討を ・「改正集事法施行を対策をあるの言葉のといて検討を ・「改正集事法施行を対策をあるの言葉のので、1 の記述を ・「改正集事法施行を対策をあるの言葉のといて検討を ・「決定事事法が行を対するの言葉のといて検討を ・「決定事事法が行業があるの言葉のといて検討を ・「決定事事法が行を対するといてを ・「決定事事法が行業があるの言葉のに対するといてを を持定するといても、1 を表しいでは、1 を表しいでは、1 を表しいでは、1 を表しいでは、1 を表しいでは、1 を表しいでは、1 を表しいでは、1 を表しいでは、1 を表しいに、1 を表しいでは、1 を表しいないで	### 1	# 別 計 画	### 簡名学師期間 (平成16年度~19年度) の実績報告 1 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び 国限に対して提供するサービスでの他の業務の 国際に対して提供するサービスでの他の業務の 国際に対して提供するサービスでの他の業務の 国際に対して提供するとかにと のだき構造 の関する争り国際、19の業務運営のかめに に関する日間を主義するためにと のでき精技のの向上に関する日間を主義するためにと のでき精技がのの向上に関する日間を主義するためにと のでき精技がのの向上に関する日間を連抜するためにと のでき精技がのの向上に関する日間を連抜するためにと のでき精技がのである。 1 国籍管理制度の意義・必要性について職員に周知を図り、業務計画表の作成を可 に、業務の影響状況の目標のま作等のもの。 2 国籍管理制度の意義・必要性について職員に周知を図り、業務計画表の作成を可 に、業務の影響状況の目標のおりまである。 2 国籍管理制度の意義・必要性について職員に周知を図り、業務計画表の作成を可 に、業務の影響状況の目標の対象が表現については、特別を は、一般の影響状況の場合を行った。 「対して、その後の影響状況の場合を行った。 「対して、その後の影響状況の場合を行った。 「対して、その後の影響状況の場合を行った。 「対して、その後の影響状況の場合を行った。 「対して、その後の影響状況の場合を行った。 「対して、その後の影響状況の場合を行った。 「対して、その後の影響状況の場合を行った。 「対して、その後の影響状況の場合を行った。 「対して、その後の影響が表現して、この影響が表現について、対して、 「対して、その後の影響が表現した。日本の表現の影響を表現について、対して、 「対して、その後の影響が表現した。日本の表現の影響を表現について、対しに できたいた。「対して、この影響を表現している。「対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対	第 1 法人全体の受務運営の改善に関する事項数が 国際に対して指揮するサービスその他の参称の 責の向上に対して指揮するサービスその他の参称の 責の向上に対して保険するサービスその他の参称の 責の向上に対して保険するサービスその他の参称の 責の対したがある。最後で収費すりみの表別選問の助率化 に関する目標を連対するためにとる べき措置は次のとおりとする。 (1) 効率的かの理動的な業務運営 ア・各部門の業務の目標と責任を利権にするととも に、業務が静地状況の目前等的な管理を直し、間 販売の動出及びその収費に分かる。 ・ 全部に対して必要的であるとともに、外部のを提押のあった事項については、特別会に は、ア・クを関するとともに、外部のを提押のあった事項については、特別会に ともに、企業の必要が表別である。 の 音解に対して対したを検索を行った。 ・ 本務合と数にわたる機能で案構定とともにソスク 管理、チェック機能などの業務管理体制を強化 するとともに、現事をの必要的の手機を関係が通常で表別である。 運営 ア・クラの連維状況の構造をファングを対するとともに、未申吸計画を実施の連携状況について、報告 を行った。 ・ 本務合と数にわたる機能で案構定とともにファクを 管理、チェック機能などの業務管理体制を強化 運営 ア・カースを 運営 ア・カースを 運営 ア・カースを 運営 ア・カースを 連絡に対している。 ・ 「中部会」の変遣 原金 「マックの機能を保険を行った。 ・ 中部会」の変遣 原金 「マックの機能を保険を行った。 ・ 中部会」の変遣 原金 「マックの機能を保険を行った」 ・ 「変が素がなどの業務管を ・ 「変が素がなどの業務を ・ 「変がないで、など理事な様の変が変とを ・ 「変が素がなどの変が変がなど、の質がない、を ・ で変がなど、など理事ななどの業務を ・ 「変がなないで、など理事ななどの業務を ・ 「変がないで、など理事ななどの業務を ・ 「変がないなどを ・ で変がなどので、など理事のなどの業務を ・ で変がなど、であるとともに、であるとのでする ・ であると、のでは、のではないないななどの業のでを ・ で変がなど、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは

「審査等業務進行管理委員会」の設置・運営

特に懸案となっている医薬品及び医療機器の審査、治験に係る対面助言等の審査 等業務の円滑な実施のため、その進捗状況を確実に把握し、進行管理の改善を図る ことを目的として、「審査等業務進行管理委員会」を設置し、審査等業務の進行管 理を徹底した。

平成16年度 3回開催

平成17年度 14回開催

平成18年度 11回開催

平成19年度 12回開催

「財務管理委員会」の開催・運営

健全な財務運営及び適切な業務が行われるよう定期的に財務状況を把握するた め、「財務管理委員会」を平成18年度に設置し、月毎の審査部門別審査手数料の申 請状況及び収支分析について報告したほか、拠出金の申告額についても報告を行っ た。また、平成19年度には、「随意契約の見直し計画」の進捗状況の報告も行った。

平成18年度 11回開催

平成19年度 12回開催

「情報システム管理等対策本部」の設置・運営

平成17年6月に理事長を本部長とする「情報システム管理等対策本部」を設置し、 機構内におけるCIO及びCIO補佐の設置並びに業務・システム最適化計画について検 討を実施した。

平成17年度 3回開催

平成18年度 3回開催

平成19年度 2回開催

- ・ 平成19年度には、外部コンサルタントを活用の上、業務・システム最適化計画を 策定し、「情報システム管理等対策本部」に報告後、公表した。
- ・ 日本製薬工業協会、米国研究製薬工業協会 (PhRMA) 及び欧州製薬団体連合会(EF PIA)との意見交換会を開催するとともに、医療機器及び体外診断用医薬品関係につ いても、同様の場をを設けている。(各年度)
- 内部組織・監査の強化

【平成16年度】

業務全般の企画立案、目標管理を所掌する「企画調整部」を設置した。

【平成17年度】

- (1) 企画調整部において、「業務調整課」を設けて体制を強化(2課→3課)した。
- (2) 監査室長を専任化するとともに、併任職員を増員(2名→3名)し、体制を強化
- (3) 保有する資産の管理状況及び文書の管理状況について内部監査を実施した。

【平成18年度】

(1) 企画調整部において、情報システムの管理体制の強化を図るため、「情報シス テム課」を設置した。

その後、「情報システム課」は発展的に改組し、CIO直属の「情報化統括推進室」 として、企画調整部から独立組織とした。

(2) 保有する法人文書及び個人情報の管理状況について、内部監査を実施した。

【平成19年度】

- (1) 企画調整部において、研修業務及び国際業務の充実強化のため、既存の研修・ 国際課を研修課と国際課にそれぞれ分離し、体制の整備を行った。
- (2) 監査室員を1名増員するとともに、保有する法人文書の管理状況、入札・契約 の状況及び就業制限の遵守状況について、内部監査を実施した。
- 機構全体のリスク管理を行うため、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会 の開催・運営を行った。

【平成16年度】

- (1) 「リスク管理方針」の制定。
- (2) 機構役職員がとるべき「行動基準」の制定。
- (3) 消防計画を作成し、予防・防火管理体制を構築。
- (4) 内部監査規程や「内部通報制度」の整備。
- (5) 健康危機管理実施要領の制定。

【平成17年度】 (1) リスク管理規程の策定。 (2) 「服務ハンドブック」に「行動基準」及び「リスク管理対応マニュアル」の配布。		
【平成19年度】 法人文書の機構外への持ち出しに関するルール等について検討し、対処方針を提示の上、文書管理規程を改定。		
・ 平成17年度には、「保有個人情報の開示請求等に関する標準業務手順書」、「保有個人情報開示請求等の事務処理手引き」及び「個人情報の開示、訂正及び利用停止決定等に係る審査基準」といったマニュアル等を作成した。		

中期目標	中期計画	定営体制への 関係業界の代表、消費者の代表及び医薬品等による健康被害を受けた方々の代表に 、業務の効率 より構成する「運営評議会」及びその下に業務に関する専門的事項を審議するため	Ę	暫定評価			
中期日保	中 朔 前 画	音に計画別间(平成10十度~19十度)の天顔報音 	H16	H17	H18	H19	期間の評価
(1) 効率的かつ機動的な業務運営 ア 効率的かつ機動的な業務運営体制を確立 するとともに、業務管理のあり方及び業務 の実施方法について、外部評価などによる 確認を行い、業務運営の改善を図ること。	・幅広い分野の学識経験者との意見交換の場として審議機関を設置し、業務内容や運営体制への提言や改善策を求めることにより、業務の効率化に役立てるとともに、業務の公正性、透明性を確保する。	関係業界の代表、消費者の代表及び医薬品等による健康被害を受けた方々の代表により構成する「運営評議会」及びその下に業務に関する専門的事項を審議するために設置された「救済業務委員会」と「審査・安全業務委員会」を設置・開催した。					
		明化、安全対策の充実など業務運営の改善に反映させた。 【平成16年度】 開催状況 ○救済・審査・安全業務運営評議会(2回) 15年度実績報告、16年度計画、17年度計画案等 ○研究業務運営評議会(2回) 15年度実績報告、16年度計画、16年度実績報告等 ○審査・安全業務委員会(1回) 上半期実績等 ○救済業務委員会(1回)					
		【平成17年度】 開催状況 ○運営評議会(3回) 16年度業務報告、17年度重点事項、17年度上期事業実施状況、18年度計画案等 ○審査・安全業務委員会(2回) 16年度業務報告、17年度計画、今後の取組等 ○救済業務委員会(3回) 16年度業務報告、17年度計画、副作用被害救済業務の改善方策、18年度計画				A 3.75	A 3.83
		開催状況 ○運営評議会(3回) 17年度業務報告、治験問題検討委員会中間報告、従事制限、19年度計画案、 企業出身者の就業状況報告等 ○審査・安全業務委員会(2回)					
		【平成19年度】 開催状況 ○運営評議会(5回) 18年度業務報告、企業出身者の就業状況、タミフルの報告、利益相反、就業 制限、組織・業務全般の見直し、中期計画の変更、C型肝炎感染被害者救済 特別措置法に基づく給付金の支給等 ○審査・安全業務委員会(3回) 18年度業務報告、中期計画変更、タミフルの報告、利益相反、業務等の見直 し、就業制限、組織・業務全般の見直し、就業制限等 ○救済業務委員会(3回) 18年度業務報告、19年度計画、副作用拠出金率、中期計画の変更等					
	・状況に応じた弾力的な人事配置と外部専門家な どの有効活用による効率的な業務運営体制を構 築する。	① 平成16年度より、弾力的な対応が必要とされている部署においては、課制をとらず、グループ制を導入している。					

Γ'	T		
		② 各業務について、必要な外部専門家の選定・委嘱を行い有効活用した。 (1) 審査及び安全対策における専門協議等の場において、科学的な重要事項について外部専門家から意見を聴くため、外部の専門家に対し、当機構専門委員としての委嘱手続きを行った。平成16年度末 委嘱者数 847名平成19年度末 委嘱者数 8873名平成19年度末 委嘱者数 896名 (2) 医薬品の副作用及び生物由来製品の感染等による健康被害の救済に関しても、判定申出前調査業務を支援するため、平成17年度から各分野の外部の専門家に対し、機構専門委員としての委嘱手続きを行った。平成17年度末 委嘱者数 44名平成18年度末 委嘱者数 50名(うち11名は上記(1)に係る専門委員としても委嘱)平成19年度末 委嘱者数 62名(うち14名は上記(1)に係る専門委員としても委嘱)	
		③ 業務の遂行にあたり、必要となる法律・経営・システム等の専門的知識について、 弁護士・経営コンサルタント等を活用した。(各年度)	
	・業務運営における危機管理を徹底するため、そ れぞれの状況に応じた緊急時における対応マニ	○ 各種対応マニュアルを下記のとおり順次整備した。	
	ュアルを順次、作成する。	【平成16年度】 「リスク管理対応マニュアル」、「健康危機管理実施要領」の策定	
		【平成17年度】 「リスク管理対応マニュアル」の改正(日常の情報管理のチェックポイントについ て)	
		【平成19年度】 「リスク管理対応マニュアル」の改正(文書の機構外への持ち出しについて)	
イ 業務の電子化等を推進し、効率的な業務運営 体制とすること。	イ・各種業務プロセスの標準化を進めることで、非 常勤職員を活用し、常勤職員数の抑制を図る。	○ 主要業務のうち、必要性の高いものから、順次、標準業務手順書 (SOP) を作成し、必要に応じて改正作業を行っている。また、SOPが作成されたことにより、定型的な業務については、非常勤職員等を活用している。(各年度)	
	・各種の文書情報については、可能な限り電子媒体を用いたものとし、体系的な整理・保管や資料及び情報の収集並びに分析等が可能となるようデータベース化を推進する。	○ 「情報システム管理等対策本部」において、各情報システムの稼働状況等を把握するとともに、「情報システム運営委員会」を開催し、各システムの開発・改修等の進捗状況、妥当性判断及び予定等を検討した。(各年度)	
	プグ・グ・・・ へ1Lを推進する。	○ 平成17年度より、機構内情報システム全体の最適化及び無駄を省いた情報システムの整備を実施するべく「業務・システム最適化計画」の検討を開始し、平成19年度に当該計画の策定・公表を行った。	
		○ 平成18年度からは救済給付業務の電話相談を記録し、データベース化する相談カードシステムを導入し、業務の効率化を図った。また、既存の情報システムにも適宜、改修を加え、業務の効率化を図った。	
		○ 平成16年4月以降に報告された副作用及び不具合に関しては、その全てをライン リストとして公表するよう、公表用データベースを平成17年度に整備した。	
査業務等の見直しを踏まえ、機構全体のシステ	ウ 機構の共通的な情報システム管理業務、審査業務等の見直しを踏まえ、医薬品医療機器総合機構	○ システムコストの削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理 化を図るため、各種対応を確実に実行した。	
ム構成及び調達方式の見直しの検討を行うことにより、システムコストの削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図ること。 このため、対象となるシステムの刷新可能性調査等を平成18年度中に実施し、これらを踏	共用LANシステム、医薬品等新申請・審査シス テム及びこれらに関連するシステムの構成及び調 達方式の見直しの検討を行うことにより、システムコストの削減、システム調達における、透明性の 確保及び業務運営の合理化を図るため、体制整備 を行い、上記システムに係るシステム監査及び刷	【平成18年度】 (1) 「情報システム管理等対策本部」において、外部専門家であるCIO補佐とともに、「情報システム投資決定会議」を開催した。(3回開催) (2) 機構の情報システム資産、機器構成、ネットワーク設定、システムの刷新可能性について、外部コンサルタントとともに調査を実施した。	
まえ、平成19年度中に業務・システム最適化計画を策定し、公表すること。さらに、平成20年度には最適化計画に基づいた業務を実施すること。	新可能性調査を平成18年度中に実施し、平成19年度中に業務・システム最適化計画を策定し、公表する。これを踏まえ、最適化計画の円滑な推進により、業務の効率化・合理化を図る。	【平成19年度】 競争入札によりシステム監査業者を選定し、システム監査を実施し、その結果 を踏まえ、即時に改善可能な点は改善すると同時に、業務・システム最適化計画 にも反映させ、同計画を策定・公表した。	

中期目標	中期計画		転合並作出	明 / 示 凸 1	C/F/F 1	0.左座) の内	6 ± ±π <i>t</i> +-	Ī	事業年度	評価結り	R.	転合款 年
中 期 日 惊	中 朔 計 画		智	別前(半成1	6年度~1:	9年度)の実	領	H16	H17	H18	H19	暫定評価 期間の評価
(2)業務運営の効率化に伴う経費節減等 ア業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間終了時までに、一般管理費(退職手当を除く。)については、平成15年度と比べで工5%程度の額を節減すること。なおと、法律を免機での額を節減すること。なおと、法律の発生度の額を節減すること。なおと、とはいるでは、平成16年度と比べて12%程度の領を、また、改正率域、17年度に施行されることに伴いでは、平成17年度に施行されることに伴いでは、平成17年度と比べて9%程度の額を見具向けた明の表生する一般管理費でから発生する一般管理費での選示して対していて」(平成18年12月25日。)に基づき、承認審査の迅速化に取り組むことに伴い平成19年度から発生する一般管理費額を削減すること。	(2)業務運営の効率化に伴う経費節減等 ア 不断の業務改善及び効率的運営に努めるとともに、給与水準の見直し等による人件費の抑制や調達コストの縮減等により、一般管理費に強期間終了時において以下の節減額を見込んだものとする。 ①平成15年度と比べて15%程度の額 ②法律改正や制度の見直し等に伴い平成16年度と比べて12%程度の額 ③改正薬事法が平成17年度に施行されることに伴い発生する一般管理費については、平成17年度と比べて9%程度の額 ④微合科学技術会議の意見具申「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改正については、平成18年度と比べて9%程度の額	平ま で 19年前 管16 見かい で 19年前 管16 見かい で 19年前 管16 見かい で 19年前 で	等は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	F価等 (制入 中年びえた。 度し 期度総、。 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	入に合わせ、 期間の終度の領 学技術会か 19年度が が特により の。基画に対する に対する に対する に対する に対する に対する	国家公務員 時前減額具一 時前減額具一般 時前減19年の 第2年の 第2年の 第2年の 第2年の 第2年の 第2年の 第2年の 第2	合を停止するとともに、の給与構造改革等を踏額の15%程度の節減額ぞれ達成承認審査の迅基づき、承認審査の迅等で理費予算の合計額等務庁費等の執行に当た行義意契約の見直し計画」れの促進を図ることがで					
イ 業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間終了時までに、事業費(給付関係経費をび事業創設等に伴い発生する単年度経費を除く。)については、平成15年度と比べてそり、程度の額を節減すること。なお、法他近平やる事業費については、平成16年度と比べて年度と乗り額を、また、伴い平成17年度と応行されることに伴い平成17年度と比応行業費での観をがあることに伴い平成17年度と比べては、平成17年度と比べる3%程度の額を節減すること。さらに、総合科学技術会議の意見具申に基づき、承認審査の迅	19年度と比べて3%程度の額 イ 電子化の推進等の業務の効率化を図ることにより、事業費(給付関係経費及び事業創設等に伴い発生する単年度経費を除く。)に係る中期計画予算については、中期目標期間の終了時において以下のとおり節減額を見込んだものとすること。 ①平成15年度と比べて5%程度の額 ②法律改正や制度の見直し等に伴い平成16年度から発生する事業費については、平成16年度と比べて4%程度の額。③改正薬事法が平成17年度に施行されることに伴い発生する事業費については、平成17年度と比べて3%程度の額。	当該基準額の べきの別を 等をの別を 等を 事に で で の の の の の の の の の の の の の り り り り り	5%程度のA1減を見込む1減を見組む1減をり組む1減をります1減をります1減をります1減をります1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の1減の11111111111111111111111111111111111111111<td>の節減額(平 いだ予算及びことを踏まえ いたの事業者 によびで、平 は上のき、平成によって、平成によって、平成に</td><td>成16年度: 総合科学技術、平成19年原 での節減を図 般競争入札の 19年度におい</td><td>4%、平成17: 精会議の意見。 度から発生す るため、一般 の促進をはじ いては効率化な</td><td>期目標期間の終了時に 年度:3%)を達成す 具申に基づき、承認審 る事業費予算の合計額 と管理費と同様に、「随 めとした各種のコスト 対象予算額に対し、13.</td><td>A 4. 33</td><td>A 3.89</td><td>A 3. 88</td><td>A 3.75</td><td>A 3.96</td>	の節減額(平 いだ予算及びことを踏まえ いたの事業者 によびで、平 は上のき、平成によって、平成によって、平成に	成16年度: 総合科学技術、平成19年原 での節減を図 般競争入札の 19年度におい	4%、平成17: 精会議の意見。 度から発生す るため、一般 の促進をはじ いては効率化な	期目標期間の終了時に 年度:3%)を達成す 具申に基づき、承認審 る事業費予算の合計額 と管理費と同様に、「随 めとした各種のコスト 対象予算額に対し、13.	A 4. 33	A 3.89	A 3. 88	A 3.75	A 3.96
速化に取り組むことに伴い平成19年度から発生する事業費については、平成19年度と比べて1%程度の額を削減すること。 つ 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の業者品目データ等の一元管理等を行うことにより、業務の効率化を推進すること。(拠出金の徴収及び管理は、No.4)	 ④総合科学技術会議の意見具申に基づき、承認審査の迅速化に取り組むことに伴い平成19年度から発生する事業費については、平成19年度と比べて1%程度の額 ウ・現行の副作用拠出金の徴収管理システムを改修し、新規業務である感染拠出金及び安全対策等拠出金に関する納入業者、許可品目等各種の情報をデータベース化して活用することにより、納入業者及び申告品目のもれの防止、さらには、 	節減率	平成16 年度 18.8%	平成17 年度 9.4%	平成18 年度 6.0%	平成19年度						
	拠出金及び未納業者の管理等を図る。 ・また、各拠出金ごとに、算定基礎取引額の計算システムを構築することにより拠出金申告額のチェックが容易になるようにする。 ・データは蓄積して財政再計算における拠出金率の検討に活用する等業務の効率化を図る。											

	・副作用拠出金及び感染拠出金の収納率を99%以上とする。 ※過去5年間の副作用拠出金の収納率の平均は、約99%				
	・安全対策等拠出金については、制度の普及を図るとともに納入業者の管理を徹底し、中期目標期間終了時までに、副作用及び感染拠出金と同様の収納率を目指すものとする。(拠出金の徴収及び管理は、No.4)				
エ「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」 (平成17年6月21日閣議決定)に基づき、 医薬品等の承認審査の迅速化のための体制強化 を進める中で、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、必要な取組を行うこと。併せて、 国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。	エ 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、効率的運営に努め、中期目標 第2(2)工に基づく取組を始める期初の人件費から、平成18年度以降の5年間において、5%以上の削減を行う。当該中期目標期間の行う。当該中期目標可能で行う。当該一方を踏まえ、給年度までの間においても、3%以上の削減を行う。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを行う。※「中期目標 第2(2)工に基づく取組を始める期初の人件費」とは、582人当該目標期間の最終年度までの間においては、484人×17年度一人当たり人件費	○ 「行政改革の重要方針」を踏まえ、各種人件費削減策を着実に進めることにより、 目標の削減率を確実に達成した。 【平成18年度】 一定の要件に該当する常勤職員の定期昇給の停止や新規採用者を若手とすることができたこと等により、欠員の人件費を除いても、約2.7%の削減が図られた。 【平成19年度】 新給与制度の導入等により、平成19年度における人件費については、約3.3% の削減(対平成17年度計画額)が図られた。			

医楽品医療機器総合機構 							4
中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成16年度~19年度)の実績報告	事	事業年度	評価結果	Į.	暫定評価
〒 <i>灣</i> 月 1示	T 朔 미 画	自足計画別用(十成10十反・13十反)の天順報口	H16	H17	H18	H19	期間の評価
((2)業務運営の効率化に伴う経費節減等) ウ 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の業者品目データ等の一元管理等を行うことにより、業務の効率化を推進すること。	((2)業務運営の効率化に伴う経費節減等) ウ・現行の副作用拠出金の徴収管理システムを改修 し、新規業務である感染拠出金及び安全対策等拠 出金に関する納入業者、許可品目等各種の情報を データベース化して活用することにより、納入業 者及び申告品目のもれの防止、さらには拠出金及 び未納業者の管理等を図る。 ・また、各拠出金ごとに、算定基礎取引額の計算	○ 副作用拠出金の徴収管理システムを改修し、感染拠出金及び安全対策等拠出金に係る徴収情報をデータベース化して、納付業者及び申告品目のもれの防止を図り、拠出金及び未納業者の管理を行うとともに、各拠出金申告額のチェックの迅速化・簡易化を図った。					
	システムを構築することにより拠出金申告額のチェックが容易になるようにする。 ・データは蓄積して財政再計算における拠出金率の検討に活用する等業務の効率化を図る。	○ 各拠出金を一元的に徴収管理する拠出金徴収管理システムについて、新規承認品目情報等の基礎データを自動処理できるように改修を行い、算定基礎取引額の算出など拠出金申告額のチェックが容易に出来るようにした。また、徴収データの蓄積を行い、財政再計算における拠出金率の検討に活用する等業務の効率化を図った。					
	・副作用拠出金及び感染拠出金の収納率を99%以上とする。 ※過去5年間の副作用拠出金の収納率の平均は、約99% ・安全対策等拠出金については、制度の普及を図るとともに納入業者の管理を徹底し、中期目標期間終了時までに、副作用及び感染拠出金と同様の収納率を目指すものとする。	て、中期計画で設定した数値目標である99%以上を達成した。	A 3. 89	A 3. 67	A 3. 88	B 3.38	A 3. 71
		国際					

		【平成	成18年度各拠出金	也以納実績】		
	区 分	,	対象者 (件)	納付者数 (件)	収納率(%)	拠出金
		製造販売業	778	778	100%	3, 2
	作用	薬 局	9, 002	8, 968	99.6%	
拠	出金	計	9, 780	9, 746	99.7%	3, 2
感染	染拠出金	製造販売業	101	101	100%	58
4 A	全対策等	製造販売業	3, 344	3, 180	95.1%	1, 2
女 生		薬 局	9, 002	8, 960	99.5%	
pg pg	н ж	31-	12, 346	12, 140	98.3%	1, 2
				,	•	
		[#	z成19年度各拠出	金収納実績】	,	
	K	【平 分		治金収納実績 納付者数(件)	収納率 (%)	
			対象者 (件)	納付者数 (件)	収納率 (%)	(百万円
	削作用	分	対象者 (件)	納付者数 (件) 762		
		分製造販売業	対象者 (件) 762	納付者数 (件) 2 762 6 8,309	100%	(百万円)
拠	別作用 出金	分 製造販売業 薬 局 計	対象者 (件) 762 8,346	納付者数 (件) 2 762 6 8,309 8 9,071	100% 99. 6% 99. 6%	(百万円 6 3,0 6 3,0
拠感:	別 作 用 出 金	分 製造販売業 馬計 製造販売業	対象者 (件) 762 8,346 9,108	納付者数 (件) 2 762 6 8,309 8 9,071 8 98	100% 99. 6%	(百万P 6 3, 6 3,
拠感	引作用 出金 《 操 拠 出金 安全 対策等	分 製造販売業 薬 局 計	対象者 (件) 762 8,346 9,108	納付者数 (件) 2 762 5 8,309 8 9,071 8 98 5 3,094	100% 99. 6% 99. 6% 100%	(百万円) 6 3,0 6 3,0 6 5 6 1,2

+ + + -	.t. #0 31 as:		転/>===	11°140 HB / 710	A . C. F. B	= 105	声)の力律	tn #-	Ę	事業年度	評価結り	Ę.	転分部件
中期目標	中期計画		智止計1	町翔 旬 (平	· 成 I も 年 月	₹~19年	度)の実績	報音	H16	H17	H18	H19	暫定評価 期間の評価
(3) 国民に対するサービスの向上 国民に対する相談体制を強化するとともに、業務運営及びその内容の透明化を確保し、国民に対するサービスの向上を図ること。	(3) 国民に対するサービスの向上 ・一般消費者などからの相談や苦情に対する体制の 充実強化を図る。	○ 一般相認 らの意見・ に対する体	要望・苦忖	青等の受付	の開始等に	開始、FA) こより、一	(による又) 般消費者な	はホームページ上か どからの相談や苦情					
		ための検討	け方法を定δ ∵運用した。	かた「一般 また、相	相談等対局 談者の利値	5方針」に	基づき、平	業務改善につなげる 成 16 年度から一般 、平成 17 年度から					
			照 会・相 談	苦 情	意 見・ 要 望	その他	合 計						
		平成16年度	209 件	7件	2 件	1 件	219 件						
		平成 17 年度	2,344 件	6 件	3 件	0 件	2,353 件						
		平成 18 年度	2,387 件	3 件	4 件	0 件	2,394 件						
		平成 19 年度	2,711 件	56 件	45 件	9件	2,821 件						
		意見等を業 にらは信 ・ 自 ・ 合 ・ 合 ・ 合 わ せ に ら る に ら る に ら る に ら る に ら る っ し っ し っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ	送務運営ので 平成 18 年 手ホよう 新 医 いった いった あった あった あった また も また も も も も も も も も も も も も も	牧善のためら 11 月か ージ上から た。 新 医療 こは、担	の参考とし 開始した 別 の受付を 関 機器及び は 部長による	て活用する FAX による 開始し、機 女良医療機 る面談を実	るために設 る受付に加え 構に対する 器の審査進 施し、次の	ともに、寄せられた 置しているご意見箱 、平成19年6月か 意見・要望を容易に 渉状況に関する問い 審査段階までのおよ	A 3.56	A 3.78	B 3.38	A 3.88	A 3.65
		われた場合	ら機構には	おける審査 当部長(再	等業務及で 度の不服	が安全対策 申立て等の	業務に関す 場合は、審	る不服申立て等が行 査センター長又は安 を平成16年度より設					
	・業務内容及びその成果について、本機構のホームページにおいて適宜、公表するとともに、広報誌においても公表する。	作成。運営	評議会資料 また、冊	斗として活	用するとと	さもに、独	法評価委員	めた「業務報告」を 会の参考資料として 同内容をホームペー					
		② 平成 17 る議事録等						フォーラム」に関す					
	・独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、 計画的に内部業務監査や会計監査を実施し、その 結果を公表する。		査について	ては、監査	結果を運営	討評議会等		上掲載した(各年度)。 当該会議資料をホー					
	・支出面の透明性を確保するため、審査手数料及び 拠出金の使途等、財務状況についても公表する。	○ 各事業年 報公告にま			ホームペー	-ジ及び事	務所に備え	付けるとともに、官					

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成16年度~19年度)の実績報告	Ę	事業年度	評価結身	Ę.	・ 暫定評価
中 期 日 惊	中 朔 計 画	智止評価期间(平成10年度~19年度)の夫額報音	H16	H17	H18	H19	期間の評価
第3 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び 国民に対して提供するサービスその他の業務の質 の向上に関する事項	第2 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置						
1 健康被害救済給付業務	1 健康被害救済給付業務						
健康被害救済給付業務については、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度(以下「救済制度」という。)をより多くの方々に周知し、適切に運用するとともに、医薬部による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うことが重要である。このような考え方を踏まえ、以下の目標を達成する。	健康被害救済給付業務については、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度(以下「救済制度」という。)をより多くの方々に周知し、適切に運用するとともに、医薬品による制作用及び生物由来製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うため、以下の措置をとることとする。						
(1)制度に関する情報提供の拡充及び見直し	(1)制度に関する情報提供の拡充及び見直しに係 る目標を達成するためにとるべき措置						
ア 制度に関する情報提供の内容を充実させ、制度運営の透明化を図ること。	ア 平成16年度中にホームページ等において、給付事例、業務統計等の公表を行う。	○ 救済制度に係る支給・不支給事例については、平成16年度よりホームページによる公表を実施しており、平成19年度末までにおいては、平成18年度第4四半期までに決定された分について、公表した。また、業務統計については、平成18年度までの業務実績等を公表した。	A 3.67	A 3. 67	A 3, 88	A 4.00	A 3.81
イ 請求書類の不備等により処理に時間を要する 事案を減らし、業務の効率化を図ること。	イ・パンフレット及び請求手引の改善、インターネットを通じた情報提供の内容の改善等、情報の受け手にとっての使い易さ・分かり易さといった観点で情報提供の実施方法について見直しを	① 健康被害救済制度を医師や患者等にとって分かりやすく解説したパンフレット等を作成し配布するとともに、平成18年度からはホームページに冊子 (PDF形式)及び冊子を要約した動画を配信し、より使いやすくした。	3.07	3.07	3. 00	4.00	3. 81
	行う。 	② 平成18年度には、請求書の記載要領を作成し、患者等にとって記入しやすくなるよう改善を図った。					
	・平成16年度中に、請求書の書式等をホームページからダウンロードできるようにする。	○ 平成16年度より、請求書の書式等をホームページからダウンロードできるようにした。また、平成18年度より、パンフレットに請求書の書式等がダウンロードできるURLを掲載し、より使いやすくした。					
	・ホームページの掲載内容をより充実し、ホームページへのアクセス件数を中期目標期間終了時までに、平成15年度と比べて20%程度増加させる。	○ ホームページの掲載内容をより充実し、広報活動を強化することにより、目標を 大きく上回ることができた。					
	G E Ø .	平成15 平成16 平成17 平成18 平成19 年度 年度 年度 年度 年度					
		HPアクセス件数 35,726 41,947 37,655 51,810 63,843					
		平成15年度比 17%増 5%増 45%増 79%増					
(2)制度周知のための広報活動の積極的実施	(2)制度周知のための広報活動の積極的実施に係 る目標を達成するためにとるべき措置						
救済制度を幅広く国民に周知すること。	・ 救済制度について、効果的な広報を検討し、積極 的に実施する。	○ 広告会社等を活用し、健康被害救済制度を分かりやすく解説した冊子による広報、インターネットによる広報及び都道府県等ホームページ等による広報を実施した。 (各年度)					
	・新聞広報等の媒体を活用し、より多くの方に、引き続き救済制度の周知を図る。	○ 新聞広報等の媒体を活用するとともに、平成17年度より個別広報として、関係団体の協力を得て広報活動を実施した。					

	・医療関係者に対し制度の普及や理解を得ることに 努める。	○ 専門誌へ	の広報や	医学会等	に参画し	、パンフ	レット配	2布、発表等を行った。			
(3)相談窓口の拡充 相談窓口を拡充し、救済制度の給付手続きに関 する相談を広く受け付ける体制を充実させるこ	(3) 相談窓口の拡充に係る目標を達成するために 取るべき措置										
9 30年版を広く文の刊の31年間を元夫させること。 と。	・相談窓口に専任の職員を配置し、制度利用に関する相談や副作用給付や感染給付手続きに関する相談を専門に受け付ける体制を充実させる。							度からはフリーダイヤルを 受け付ける体制を充実強化			
	・このように体制を充実させる中で、年間相談件数を中期目標期間終了時までに、平成15年度と比べて20%程度増加させる。	○ 制度の普 きた。	及につい	て積極的	な広報活	動を行う	ことによ	:り、目標を上回ることがで			
	、(20/0年次相ができる。		平成15 年度	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度				
		相談件数	5, 338	3, 911	4, 307	6, 427	7, 257				
		平成15年度比		27%減	19%減	20%増	36%増				

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成16年度~19年度)の実績報告	Ę	事業年度	評価結果	1	暫定評価
中 期 日 惊	中 朔 司 四	音圧計11月間(平成10平度~19平度)の美額報告	H16	H17	H18	H19	期間の評価
(4) 情報のデータベース化による一元管理	(4)情報のデータベース化による一元管理に係る 目標を達成するためにとるべき措置						
救済給付業務に関する情報のデータベースをより使いやすいものに改修すること等により業務の 効率化の推進を図ること。	・副作用救済給付業務に関する情報、特に原因薬 や健康被害に関する情報のデータベースをより 使いやすいものに改修する。	○ 副作用救済業務及び感染救済業務では、事務の効率化を図るため、平成16年度に 既存のデータベースを改修し、タイムクロック管理や統計・検索機能等を強化した。					
	・新たに始まる感染救済給付業務については、副 作用救済給付業務のシステムを活用し、効率的 なシステムを構築する。	○ 平成18年度より開発に着手した原因薬や副作用疾病名等に関する情報について、 蓄積されたデータを様々な角度から分析し、統計的な解析により副作用発症の傾向 や相関関係を探ることが出来る「救済給付データーベース統合・解析システム」の 第1次開発を平成19年度に終了させた。					
(5) 事実関係の調査等による請求事案の迅速な 処理	(5)事実関係の調査等による請求事案の迅速な処 理に係る目標を達成するためにとるべき措置						
ア 救済給付の請求事案の迅速な処理を図ること。	ア 請求事案の迅速な処理を図るため、救済給付の 請求を受け、厚生労働大臣に医学的薬学的事項に 関する判定を申し出るに当たり、請求内容の事実 関係を調査・整理する。	○ 平成17年度に調査課を設置するとともに、副作用専門調査員を配置し、①請求案件の事実関係調査、②症例経過概要表作成、③調査報告書の作成の各業務を開始した。					
		厚生労働省(薬事・食品新生審議会) 被審判定部金(年の開酬記を二部金制	C 2. 44	B 3. 00	S 4, 50	A 4. 13	A 3. 52
		対策の申出(要素報金)	2.44	5. 00	4. 50	4.15	5. 52
イ 標準的事務処理期間(厚生労働省における医学的薬学的判定を行う期間を含む。)内に支給・不支給決定できる件数を増加させること。(ただし、医学的薬学的判断等のため、請求者、医療機関等に対し、追加・補足資料及び調査が必要とされ、事務処理を行うことができなかった等の期間については除く。)	イ・請求から支給・不支給決定までの標準的事務処理期間(厚生労働省における医学的薬学的判定を行う期間を含む。)を8ヶ月とし、厚生労働省との連携を図りつつ、上記アの調査・整理を迅速に行うとともに支給、不支給決定の事務処理方法を改善することにより、中期目標期間終了時までに、標準的事務処理期間内に支給・不支	 ① 請求事案の迅速な処理をより一層進めるために、厚生労働省と調整を行い、平成18年度より標準的事務処理期間8ヶ月のうち、医学的薬学的判断を行う同省との時間配分を、同省2ヶ月機構6ヶ月とし、適切な役割分担を行った。 ② 支給・不支給の決定件数のうち、標準的事務処理期間内に決定した件数の割合である達成率は、平成18年度以降に大幅に改善した。 					
	給を決定する件数を全請求件数の60%以上と する。	【副作用被害救済の実績】 年 度 平成16年度 平成16年度 平成17年度 平成18年度 平成19年度					
	・ただし、医学的薬学的判断等のため、請求者、 医療機関等に対し、追加・補足資料及び調査が	請求件数 793件 769件 760件 788件 908件 决定件数 566件 633件 1,035件 845件 855件					
	必要とされ、事務処理を行うことができなかった等の期間については除くものとする。	取下げ件数(**400 2件 1件 4件 0件 2件 2件 処理中件数* 820件 956件 681件 624件 677件 達 成 **** 17.6% 14.5% 12.7% 65.3% 74.2% 処理期間 (中央値) 10.6月 12.4月 11.2月 6.6月 6.4月					
		* 「処理中件数」とは、各年度末時点の数値。 **「達成率」とは、当該年度中に決定されたもののうち、8ヶ月以内に処理できたものの割合。					

中期目標	中期計画	· 中央 (五十 1 6 左左 - 1 0 左左 1 0 左左 1 0 左左 1 1 0 左左 1 1 0 左左 1 1 1 1	事	事業年度	評価結果	艮	献会部 /50
中 朔 日 悰	中期計画	暫定評価期間(平成16年度~19年度)の実績報告	H16	H17	H18	H19	暫定評価 期間の評価
(6) 部門間の連携を通じた適切な情報伝達の推 進	(6) 部門間の連携を通じた適切な情報伝達の推進 に係る目標を達成するためにとるべき措置						
機構内の各部門との連携を図り、特に救済業務 における給付事例を安全対策部門に適切に情報提 供すること。	機構内の各部門との連携を図り、特に救済業務に おける給付事例については、個人情報に配慮しつつ 安全対策部門に適切に情報提供する。	○ 個人情報を除いたうえで、支給・不支給決定情報等を安全対策部門へ提供した。					
(7)被害実態等に関する調査の実施に関する検討 保健福祉事業において、救済給付受給者の被害 実態等に関する調査の実施について検討し、その 検討結果を踏まえ、調査を行うこと。	(7)被害実態等に関する調査の実施に関する検討に係る目標を達成するためにとるべき措置 救済給付受給者の被害実態等に関する調査について、その内容、対象者等その実施方法について平成16年度中に検討を行い、その検討結果を踏まえ、平成17年度中に被害実態等に関する調査を行う。	○ 平成16年度に「医薬品による被害実態調査検討会」を設け、調査項目や調査対象 範囲等について検討を行い、平成17年度に「医薬品の副作用による健康被害実態調 査」(平成18年3月公表)を実施した。 この調査結果を踏まえ、平成18年度より、障害者のための一般施策では必ずし も支援が十分でないと考えられる重篤かつ希少な健康被害者のQOLの向上策及び 必要なサービス提供の在り方等を検討するための資料を得るための調査研究事業を 実施している。	A 3.78	A 3.67	A 3.75	A 3.63	A 3.71

中期目標	th #1 31 m		(全却 什	Ē	F業年度	評価結果		暫定評価				
中 朔 日 標	中期計画		智化評個期	間(平成16	9年度~19	年度)の夫	· 假	H16	H17	H18	H19	期間の評価
(8) スモン患者及び血液製剤によるHIV感染 者等に対する受託支払業務等の適切な実施	(8) スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者 等に対する受託支払業務等の適切な実施に係る 目標を達成するためにとるべき措置											
スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等 に対する受託支払業務等を適切に実施すること。	スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤に よるHIV感染者等に対する受託給付業務の実施に 当たっては、個人情報に特に配慮し、委託契約の内 容に基づき、適切に業務を行う。	① 受託支払業 管理手当等の				、委託契約	の内容に基づき、健康					
	付に至りて、 週別に未仂を刊り。		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度						
		受給者数(人)	2,598	2,504	2,381	2,269						
		支払額(千円)	1,829,332	1,757,774	1,683,500	1,601,134						
		② 受託給付業 管理費用等の				、委託契約	の内容に基づき、健康	A 3.78	A 3.78	A 3.75	A 3.50	A 3.70
			平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度						
		人数(人)	772	762	741	724						
		支払額(千円)	567,752	560,023	553,331	560,737						
(9)特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固 第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する 給付業務等の適切な実施 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付 業務等を適切に実施すること。	(9)特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付 業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにと るべき措置 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因 子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務 等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適 切に業務を行う	による C型肝 ・ 個人情報 ・	子炎感染被害 とに特に配慮 (23 億 6 千万 イヤルによ (16,814 件	者に対する約 し、裁判上の 円(108 人) る相談窓口に	合付業務を開 ○和解等が成)	始し、 立した感染	「血液凝固第IX因子製剤 被害者等に対する給付 き等に関する相談業務					

中期目標	中期計画	最空延压相阻(亚 己) 0.左座、1.0.左座\ 0.字线却开	Ę	事業年度	評価結果	1	邮合款加
中期日保	中 朔 司 回	暫定評価期間(平成16年度~19年度)の実績報告	H16	H17	H18	H19	暫定評価 期間の評価
2 審査等業務及び安全対策業務	2 審査等業務及び安全対策業務						
審査等業務及び安全対策業務については、国民が東江にある医薬品・医療機器を安心とであるという。 まりまい届けることを療機器を主り早原機器を変化を医療規場に届けることをに、医薬品を関係をといる。 とのでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	審査等業務及び安全対策業務については、国民が、国際的水準にある医薬品・医療機器を安心して用いることができるよう、よりよい医薬品・医療機器より早く安全に医療現場に届けることを確保し、定療機器が適正に使用されることを確保し、速な対応を行い、医薬品・医療機器がぞの使命とより事でを行い、医薬品・医療機器がその使和談・ことができるよう、ともに、とって果たすことができるよう、ともに、ここの情機的に連携させるため、以下の措置をとることを有る。。また、総合科学技術会議の意見具申に基づき、承認審査の迅速化に取り組むこととする。						
(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセス の迅速化に係る目標を達成するためにとるべき 措置						
ア 国民や医療関係者が、そのニーズに即した先端的でかつ安全な医薬品・医療機器の便益を速	ア・国民や医療関係者のニーズを把握するため、学 会や医療関係者等との対話を実施するとともに、	① 医療関係者のニーズを把握するため、国内外の学会等への参加を通じて、積極的 に医療関係者等と意見交換を行った。					
やかに享受し、その恩恵を最大限に得ることが できるよう確保すること。また、このような迅	ニーズ調査を実施する。	【学会・セミナーへの参加実績 (延べ数)】	A 3.67	A 3.67	A 3.50	B 3.25	A 3.52
速化による製薬企業等の恩恵も確保すること。		平成 16 平成 17 平成 18 平成 19 年度 年度 年度					
		参加職員数 約 400 名 約 700 名 664 名 1023 名					
	 ・治験相談及び審査の内容の整合性を図るため、治験相談及び審査を同一チームで実施し、審査の迅速化を図る。 ・審査の透明化及び効率化を促進するため、平成19年度に審査の基本的な考え方を明確化する。 ・治験相談、審査及び安全対策業務の連携をさらに強化し、治験相談段階から有効性及び安全性に関する評価を行う仕組みを平成21年度から導入するためのガイダンスを平成20年度中に整備する。 	② 医療機器及び体外診断用医薬品の治験相談について、開発の各段階における様々なニーズへのきめ細かい対応を行うため、平成 19 年度より、開発段階に応じた相談メニューの拡充など各種の対応を行なった。 ① 治験相談から承認審査までの各ステップを同一の審査チーム・同一スタッフが実施した。(各年度) ② 平成18年の総合科学技術会議の意見具申等を受けた中期計画の変更を踏まえ、平成 23 年度までに、いわゆるドラッグラグを 2.5 年 (開発期間 1.5 年と承認審査期間 1.0 年) 短縮することとしている。その主たる具体策として、平成 19 年度より人員拡大、研修の充実、相談の大幅拡充等による開発期間の短縮、審査の進捗管理の強化、国際共同治験や最先端技術等への対応、審査基準の明確化、治験相談段階から有効性及び安全性に関する評価を行う仕組みの導入に向けたガイダンスの整備及びプロジェクトマネジメント制度の試行を実施した。 ③ 平成 19 年度には、総合機構改革本部の下に設置された審査等業務改革 WG において、審査の基本的考え方をとりまとめ、各審査チームにおいて妥当性を検証し、関係者からの意見を聴取・反映させた上で「新医薬品承認審査実務に関わる審査員のための留資事項」として担当職員への周知と共に公表への準備を進めた。					
		④ 日本製薬工業協会、PhRMA、EFPIA と治験相談及び審査の技術的事項に関する WG を平成 19 年度より設置し、治験相談の段階から有効性及び安全性に関する評価を行うための方策について検討を行った。					

- イ このため、平成16年4月1日以降の申請に係る審査事務処理期間(「その年に承認された品目に係る審査機関側の処理時間」をいう。)に係る短網目標(大幅な制度変更、社会情勢の変化など例外的な場合を除く通常時における目標。)を設定し、業務の改善を図ること。また、効率的な審査体制を確立すること。
- イ 平成16年4月1日以降の申請に係る審査事務 処理期間の目標は、次のとおりとする。ただし、 審査事務処理期間は、厚生労働省における審査期間をも含むものである。このため、当該期間を含 んだ下記の審査事務処理期間の目標を達成するこ とができるよう、本機構においては、審査の迅速 化など業務の改善を図ることとする。
- ・新医薬品については、中期目標期間中を通じて、 審査事務処理期間12ヶ月を70%について達成することを確保するとともに、中期目標期間 終了時には80%について達成する。
- ① 新医薬品の審査業務については、各審査チーム間の整合性を図るとともに、審査 業務を的確かつ迅速に遂行するために、審査及びこれに伴う手続き等を内容とする 「新医薬品承認審査実施要領」等に基づき業務を実施した。また、毎月の審査事務 処理期間目標の達成状況を集計し、審査担当者に周知した。(各年度)
- ② 新医薬品審査の透明性を向上させ、その進捗をより的確に管理するため、平成17 年度からメトリックス管理システム(審査プロセス毎の事務処理期間の管理)を導入し、目標達成に向けて、適切に処理を進めた。

【 新医薬品の承認状況 】

	平成16	平成17年度		平成18年	度	平成19年度				
	年度		うち平 成16年 度以降 申請分 **		うち平 成16年 度以降 申請分 **		うち平 成16年 度以降 申請分 **			
承認件数審查期間 (中央値)	49件 (8.6 月) [65%]	60件 (12.0 月 [50%]*	24件 (8.6 月) [83%]	77件 (13.7 月) [39%]*	49件 (10.5 月) [59%]	81件 (11.6 月) [54%]*	73件 (10.5 月) [60%]			
総審査期間 (中央値)	13.5月	22. 4月	16. 2月	21.7月	19. 2月	20.1月	19.2月			

- 注:[]内の%は、「全体」及び「通常品目」については申請から12ヶ月以内審査を終了した件数の割合。
- *:中期計画の目標の対象外である平成16年3月以前申請分も含んだ数値。
- **: 平成17年度、平成18年度、平成19年度のうち、平成16年4月以降の申請分を 対象としたものの再掲。

【新医薬品の審査状況】

	件数*	承認済み	取り下げ	審査中
平成16年3月31日 以前のもの	139	104 (8)	25 (2)	10 [△10]
平成16年度	87	77 (13)	9 (0)	1 [△13]
平成17年度	57	41 (21)	6 (2)	10 [△23]
平成18年度	101 (△2) **	41 (35)	7 (7)	53 [△44]
平成19年度	91	4	0	87 [87]
計	475	267 (81)	47 (11)	161 [△3]

- *) 件数とは、部会審議品目及び報告品目の審査報告書の予定数。
- **) 平成18年度の件数は、同一成分の2申請をまとめて1件としたものが2件あり、その2件を削除した。

注1:()の数値は、平成19年度に処理した件数(内数)

注2:[]の数値は、平成18年度からの増減

③ 医薬品の製造所の製造管理及び品質管理の方法が、GMP省令に従っているかどう かについて、調査を実施した。 【平成17年度】(改正薬事法に基づくGMP調査件数) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。) 実地調査35件(うち海外8件)、書面調査18件、計53件 【平成18年度】(改正薬事法に基づくGMP調査件数) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。) 実地調査180件(うち海外43件)、書面調査603件、計783件 【平成19年度】(改正薬事法に基づくGMP調査件数) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。) 実地調査233件(うち海外91件)、書面調査660件、計893件 ・新医療機器についても、審査事務処理期間1 ○ 新医薬品、新医療機器承認申請資料の根拠となる試験がGLP、GCP等の関連規則、 2ヶ月を平成16年度においては、70%に 適切な試験計画書に従い、倫理的、科学的に実施されたものであるか、また、承認 申請資料が信頼性基準に従って、適切かつ正確に作成されたものであるかについて、 ついて達成するとともに、平成17年度及び 18年度においては、80%、平成19年度 書面及び実地による調査を実施した。 及び20年度においては、90%について達 【適合性調査等に係る業務の実績(品目数)】 成する。(医薬品・医療機器共通 機器関係 はNo. 1 1) 平成18 平成16 平成17 平成19 年度 年度 年度 年度 161件 136件 426件 774件 適合性書面調査 161件 135件 251件 234件 薬 品 1件 175件 540件 医療機器 20件 31件 39件 27件 G L P 調 査 20件 37件 23件 23件 薬 品 医療機器 2件 8件 4件 73件 131件 149件 132件 G C P 調 査 * 68件 120件 137件 122件 新医薬品 後発医療用医薬品 5件 11件 12件 9件 医療機器 0件 0件 1件 27件 103件 107件 82件 GPSP調查** *) 平成16年度以降のGCP、GPMSP調査件数は、評価後の通知数である。 **) 平成17年度以降の調査終了件数については、すべてGPMSP調査として実施。 ・厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品に ○ 希少疾病用医薬品及び医療上特に必要性が高いと認められる医薬品について、目 ついて、中期目標期間終了時までに、医薬品に 標達成に向けて、優先的に処理を進めた。 ついては、審査事務処理期間6ヶ月を50%に ついて、また医療機器については、審査事務処 理期間9ヶ月を70%ついて達成する。 (医薬品・医療機器共通 機器関係はNo.11)

				【優	先審查	品目の年	E度別承	認件数】							
				平成16	平成17年	年度	平成18年	度	平成19年	=度					
				年度		うち平 成16年 度以降 申請分 **		うち平 成16年 度以降 申請分 **		うち平 成16年 度以降 申請分 **					
			承認件数審查期間(中央値)	月) [86%]	18 (8.9月) [28%] * 20.4月	月) [56%]	月) [42%] *	20 (6.4 月) [50%]	月) [65%] *	月) [65%]					
			(中央値)												
			注:[]内 *:中期計 **:平成17 を対象と	画の目標の	対象外で 18年度、	ある平成16	年3月以前	前申請分も	含んだ数値						
ウ 新医薬品については、中期目標期間終了時に は、次期中期目標期間において、総審査期間(そ の年に承認された品目に係る審査機関側の処理 時間及び申請者の処理時間)をも目標とできる よう審査の迅速化に努めること。	ウ・ICHにおいて日米EUが合意した審査データ の作成基準などの国際的な基準その他国際基準 との整合性・調和を推進する。 (医薬品・医療機器共通 機器関係はNo.11)	合性	Ŀ・調和に ∶ I C H と	向けた は:日>	収組みに KEU医	積極的に 薬品規制	こ協力し 訓調和国	た。(各	年度)		祭的な基準	進の整			
るり相互の心が同じがあること。	・国際共同治験の実施を推進するため、試験デザインなどに関するガイダンスを平成19年度中に整備する。	本的		ついてに	は、パブ	`リック:	コメント				とめた。当 厚生労働省				
	・業務改善においては、中期目標期間を通じて、 国際的な動向を踏まえ、総審査期間についても 毎年度確認しつつ、審査品目の滞留を抑制し、 効率的な審査体制とする。	的なして	は問題をで いる申請	きるだいこのいて薬品の原	ナ解消さ ては、取 承認困難	せておく り下げ打 品目に~	くととも 旨導を行	に、申記 った。	青者側の	理由に。	申請前に より審査が して、申請	「滞留			
	・平成20年度から、新医薬品の審査チームごと に進行管理を的確に行うため、プロジェクトマ ネジメントを導入する。		Z成 19 年 式行を実施)、1つ	の審査を	チームに	おいてこ	プロジェ	クトマス	ネジメント	、制度			

中期目標中期計画 (1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセン(1) 先端的な医薬品・医療機器	끡		田田 (元	T-1 C /	左座。1	の年度) の字(生却 什.	与	未十尺	評価結果	<	邮令标准
│ │((1)先端的な医薬品・医療機器に対するアクセ⟩│((1)先端的な医薬品・医療機器		日人们 [四]	期间(半	·)X I 10 1	平及~ I	19年度)の夫権	領 報 百	H16	H17	H18	H19	期間の評価
イ このため、平成16年4月1日以降の申請に保 係る審査事務処理期間(「その年に承認された品目に係る審査機関側の処理時間」をいう。)に係る短縮目標(大幅な制度変更、社会情勢の変化など例外的な場合を除く通常時における目標。)を設定し、業務の改善を図ること。また、効率的な審査体制を確立すること。	するためにとるべき 申請に係る。在本務、 時のとは一次ででは、一次では、 申請にする。おける該期違とでは、 ののいとする。 に関するととででは、 ののいとする。 に関するといる。 では、では、 ののいとする。 では、では、 では、では、 では、 では、 では、 では、 では	機器審査の透ム デ理ジスに向 平成16 年度 本数 8件 (12.7 月) [50%] を期間 35.8月	明性審で 向プ適 解 で が が が を が が が の が の の の の の の の の の の の の の	上では、 上では、 上では、 大でも、 大でも、 大でも、 大でも、 大では、 大でも、 大では、 大でも、 大では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	、毎年 本部 本部 本部 本部 本部 本部 本部 本部 本部 本部	8	り的確 間の管 平成19年 (8.6 月) [73%]* 17.1月 ら12ヶ月じ	に理) 管理を平所 で理) でででする。 では、100 では、					暫定評価 期間の評価 B 3.33

	【新医療機器の審査状況】
	件数* 承認済** 取り下げ 審査中
	平成16年 3 月 31 日以前のもの 51 (8) 75 (3) 6 [△11]
	平成16年度 56 28 (13) 16 (0) 12 [△13]
	平成17年度 7 6 (3) 0 1 [△3]
	平成18年度 24 13 (11) 1 (0) 10 [△11]
	平成19年度 37 4 (4) 1 (1) 32 (32)
	計 256 (37) 102 (39) 93 (4) 61 [△6]
	*) 件数とは、新医療機器として申請された品目の数。 **) 承認済件数は改良医療機器等で承認されたものも含む。 注 1:() の数値は、平成19年度に処理した件数(内数) 注 2:(] の数値は、平成18年度からの増減 ② 医療機器の製造所の製造管理及び品質管理の方法について、QMS省令に適合しているか否か、調査を実施した。
	【平成17年度】(改正薬事法に基づくQMS調査件数) 医療機器 実地調査4件(うち海外2件)、書面調査28件、計32件 体外診断用医薬品 実地調査0件、書面調査9件、計9件 【平成18年度】(改正薬事法に基づくQMS調査件数)
	医療機器 実地調査20件(うち海外15件)、書面調査280件、計300件 体外診断用医薬品 実地調査4件、書面調査28件、計32件 【平成19年度】(改正薬事法に基づくQMS調査件数)
	医療機器 実地調査12件(うち海外11件)、書面調査1,009件、 計1,021件 体外診断用医薬品 実地調査1件、書面調査83件、計84件
・厚生労働大臣が指定した優先審査の対象 ついて、中期目標期間終了時までに、医 ついては、審査事務処理期間6ヶ月を5 ついて、また医療機器については、審査 理期間9ヶ月を70%について達成する。 (医薬品・医療機器共通 医薬品関係はN	薬品に て、目標達成に向けて、優先的に処理を進めた。 0%に 事務処

		【優	先審查	E品目の	年度別承	、 認件数	:]				
		平成16 年度	平成	文17年度 	平成		平成				
				うち平 成16年 度以降 申請分 **		うち平 成16年 度以降 申請分 **		うち平 成16年 度以降 申請分 **			
	承認件数 審查期間 (中央値)	2 (9.3 月) [50%]*	0	0	1 (5.7 月) [100%]		月)	月)			
	総審査期間	24.0月			* 14.2月	14. 2月	15. 7月	15.7月			
	注:[]内 *:中期計 **:平成17年 を対象とした	画の目標の 度、平成1	対象外で 8年度、	ある平成]	6年3月以	前申請分	も含んだ				
ウ・I C Hにおいて日米E Uが合意した審査データ の作成基準などの国際的な基準その他国際基準 との整合性・調和を推進する。 (医薬品・医療機器共通医薬品関係はNo.10)	*GHTFとり	ま:医療 (Gl	機器規 obal l	見制国際 Harmoni	整合化会 zation	≷議 Task-Fo	rce)				
	② ISO/TC/12 積極的に協力	11等の会 力した。	合に参 (各年)	除加し、 度)	国際的な	は基準の	整合性	・調和に向けた取り組	みに		

H- H0 D HE	+ +u =1 ==		date	形 小 部/元出	明 (亚凸:	0.左连 1	の左座) のな	· √≠ +⊓ <i>H</i> -	Ē	事業年度	評価結身	果	転点部件
中期目標	中期計画		Ĩ	当	间(平成 1	0年度~1	9 年度)の実	· (4) 報音	H16	H17	H18	H19	暫定評価 期間の評価
(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアク セスの迅速化	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセス の迅速化に係る目標を達成するためにとるべき 措置												
エ 申請前相談を充実し、有用性が高いと期待される医薬品・医療機器については、優先的に治験相談を実施し、承認に至る期間を短縮すること。	エ・優先治験相談制度を創設し、優先相談、事前申 請資料確認等を実施し、承認申請までに指導を 提供する機会を増加させる。		ともに、推					治験相談制度を実施す 験相談を延べ22件実施					
C .			【優先	治験相談排	旨定審査の第	尾施状況 】							
				成16年度	平成17年度	平成18年月	平成19年度	-					
		指定申		9成分	20成分	9成分	6成分						
		該当判		7成分 第24 第	17成分	13成分	4成分						
		次		久(こ(よ、刊)	年度以前の	中間分も百	L' ₀						
	・治験相談の申し込みから対面相談までの期間や 優先治験相談の第1回目対面までの期間等を短	〇 新	医薬品の治					対応を進めた。					
	縮し、治験相談の手続きの迅速化を図る。特に、 新医薬品については、平成20年度に年間約4				医薬品の治								
	20件の処理能力を確保するとともに、治験相 談の申し込みから対面相談までの期間を2ヶ月 程度に短縮する。			平成1 年度				-成19 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	C 2. 33	B 3. 11	B 3.38	A 3.88	B 3. 18
	1主及(-)及門日 7 分。		治験相談 申込件数		33 (24			135 325)*					
			治験相談実施件数	类 193 数	21	8	288 2	281					
			取下げ作 数	牛 23	1	4	7	21					
			実施・取下げ合計		23	2	295 ;	302					
			* ()は 場合の作	、同一案件 件数を1件	井が選定漏れ とした場合	いにより、补 の実申込み	夏数回申し込 件数	まれた					
		Į į	対面相談が	から記録確	定までの期	間30勤務日	の達成率】						
		平成	対16年度	平成17年	F度 平	成18年度	平成19年度						
		9.	8%	13.0	%	33. 8%	62.2%						
							る達成率の目						
						1		務日の達成率】					
			0.0%	平成17年		以18年度 66.7%	平成19年度 75.0%						
		L	,,,					標値は50%					
				~ 1/2/10				Mit Bras 200 alla					

オ バイオ・ゲノムといった先端技術の急速な発展を視野に入れ、この分野における指導・審査技術水準を向上すること。	オ バイオ・ゲノムといった先端技術の評価については、中期目標期間を通じ、高度な知見を有する外部専門家を活用するとともに、新技術を応用した製品に係る国の評価指針の作成に協力する。	① バイオ・ゲノムといった先端技術分野における指導・審査技術水準を向上することが求められているため、高度な知見を有する外部専門家を活用するとともに、新技術を応用した製品に係る国の評価指針(カルタヘナ法第1種承認申請に係る通知、細胞組織加工製品に係る通知、再生医療製品評価指針等)の作成に協力した。		
		② 平成17年度にゲノム薬理学プロジェクトチームを発足させ、科学的な観点から情報収集を行うとともに、厚生労働省と協力しつつ、具体的なガイドライン作成に向けての検討を行なっている。		
		③ 細胞治療製品や遺伝子組み換えタンパク質などの生物系審査品目に関する国際的な最新の情報交換を行い機構の相談・審査業務に生かすため、FDAやEU諸国をはじめとする審査責任者を招いた「PMDAバイオロジックスシンポジウム」を平成18年度より開催している。(各年度)		

.t. #0 E ##	th #0 31 ==	施さる37.17.40目目(JT-4-4-6-27.15.11)の位が4-40-4-	事	業年度	評価結果	Ę	邮台表现在
中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成16年度~19年度)の実績報告	Н16	H17	H18	H19	暫定評価 期間の評価
(2)審査等業務及び安全対策業務の信頼性の 向上 審査等業務及び安全対策業務の信頼性を一層向 上させることにより、国民や医療関係者が安心し て使用できる医薬品・医療機器を提供すること。	(2)審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上 に係る目標を達成するためにとるべき措置						
ア 審査等業務及び安全対策業務において、国際 的に見ても遜色のない水準の技術者集団を構築 するため職員の技能の向上に努めること。	ア・審査等業務及び安全対策業務の質の向上を図る ため、業務等の目標に応じて系統的に研修の機 会を提供するための新たな研修プログラムを平 成19年度中に整備し、職員の技能の向上を図 る。	① 外部研修等については、平成17年度より、関係各部に対し、積極的に応募期間等の情報を提供し、研修機会の確保を進めた。 ② 審査及び安全対策業務に必要な素養を身につけるため、国内外から講師を招き、下記のとおり特別研修を開催した。 平成16年度 平成17年度 平成18年度 平成19年度 開催件数 7件 16件 13件 20件					
		③ 年間計画に基づき、国立保健医療科学院における研修、厚生労働省主催のGMP/QM S合同模擬査察研修、医療機器・体外診断用医薬品 QMS 講習会等に参加した。また、経済産業研修所が実施する基準認証研修、PIC/Sが実施するセミナーにも参加した。(各年度)					
	・また、職員の専門性を維持するため、短期間で 異なる分野の業務に異動しない等の配慮を行う。	○ 職員の配置に当たっては、職員の知識・経験に配慮するほか、健康上の問題や業務上の特別な理由以外による短期間の異動は、基本的に行わないこととした。(各年度)	A 3.78	A 3.78	A 3.88	A 3.63	A 3.77
	・適切な知見を有する外部の専門家を活用する。	○ 審査及び安全対策における専門協議等の場において、科学的な重要事項に関する 専門的意見を聴くため、外部の専門家に対し、機構の専門委員として委嘱手続きを 行っている。					
		平成 16 年度 平成 17 年度 平成 18 年度 平成 19 年度 委嘱者数 789 件 847 件 873 件 896 件					
	・審査の質的向上を図る体制を構築するため、審 査等業務及び安全対策業務に関する情報を集約 するとともに、これら業務を円滑に行うための 情報支援システムを平成18年度までに構築す る。	① 安全対策情報については、平成 16 年度に医療機器不具合システムと医薬品副作用システムの2つの情報提供システムが開発されており、審査等業務において、これら安全対策情報が参照できるよう審査側の情報支援システムの整備を行い、平成17 年4月より運用を行っている。平成18 年度においても審査の質的向上を図るため、引き続き情報支援システムの運用及び提供を行っている。					
		② 平成 19 年度においては、医薬品等新申請・審査システム等の構成及び調達方式 の見直しを行うとともに、審査・調査業務を迅速かつ効率的に進めるため、医薬品 等調査支援システムの改修をはじめとしたシステム開発等を行った。					
	・審査等業務及び安全対策業務に関し、中期目標期間を通じ、欧米の規制当局との連携の強化を図るのみならず、治験が実施されているアジア諸国の規制当局との連携も推進する。	① 国際業務の体制強化のため、平成19年度には研修・国際課を研修課と国際課に分離独立させ、、情報収集・発信に努めるとともに、審査等業務及び安全対策業務に関する欧米の規制当局との連携強化を図った。また、治験が実施されているアジア諸国の規制当局との連携を推進した。					
		② FDA (Food and Drug Administration)、EMEA (European Medicines Evaluation Agency) 等における審査体制や安全対策の体制等に関する情報収集を行った。また、FDA 及びEMEA との間では、業務方法等について情報交換を行った。(各年度)					
		③ 平成18年度には、「医薬品のグローバル開発及びアジア諸経済の協力」をテーマにした「2006年 APEC 医薬品等レギュラトリーサイエンス・ネットワークシンポジウム」を開催した。					

中期目標	中 期 計 画	暫定評価期間(平成16年度~19年度)の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価
			H16	H17	H18	H19	期間の評価
((2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の 向上)	((2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上 に係る目標を達成するためにとるべき措置						
イ 患者それぞれの特性に着目し、当該患者に最も有効でかつ安全な医療を提供できるような技術や製品に係る治験が円滑に実施できるように支援するとともに、当該技術製品に係る審査を円滑に実施すること。	イ・中期目標期間を通じ、ゲノムを利用した医薬品評価など新技術を応用した製品に係る国の評価指針の作成に協力する。	① バイオ・ゲノムといった先端技術分野における指導・審査技術水準を向上することが求められているため、高度な知見を有する外部専門家を活用するとともに、新技術を応用した製品に係る国の評価指針(カルタヘナ法第1種承認申請に係る通知、細胞組織加工製品に係る通知、バイオ後続品に係る評価ガイドライン、ワクチン臨床研究ガイドライン等)の作成に協力した(各年度)。					
		② 平成17年度にゲノム薬理学プロジェクトチームを発足させ、科学的な観点から情報収集を行うとともに、厚生労働省と協力しつつ、具体的なガイドライン作成に向けての検討を行なっている。	A 3. 89	A 3. 89	A 3. 63	A 4.00	A 3. 85
		③ 細胞治療製品や遺伝子組み換えタンパク質などの生物系審査品目に関する国際的な最新の情報交換を行い機構の相談・審査業務に生かすため、FDAやEU諸国をはじめとする審査責任者を招いた「PMDAバイオロジックスシンポジウム」を平成18年度より開催している。					
	・中期目標期間を通じ、国内における治験の質的 向上を図るため、医療機関等における実地調査 等を踏まえ、適正な治験の普及についての啓発 を行う。	① 国内における治験の質的向上を図るため、適正な治験のあり方について、医療機関等における実地調査等を踏まえ、ホームページや広報等の活用により、医療関係者及び患者に対する普及・啓発を行った。(各年度)					
		② 研修生の派遣元である医療機関の治験実施体制の整備促進に寄与すること等を目的として、医療機関の薬剤師や看護師等を対象とした「治験コーディネーター養成研修」を実施した。(各年度)					

中期目標	中期計画		転令並ん	5期間(平成: 5期間(平成:	6年度- 1	0.年度)の5	5/建却 什.	事	事業年度	評価結果	Ę	暫定評価
中 カ 日 惊	中 朔 司 画		百८計1	朔 (干八	10年及~1	9年度)のラ	长碩牧古	H16	H17	H18	H19	期間の評価
(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向 上	((2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上 に係る目標を達成するためにとるべき措置											
ウ 審査等業務及び安全対策業務の透明化を推進すること。	ウ 業務の透明化を推進するため、厚生労働省と協力し、国民等に対し、優先審査の結果を含む審査報告書やその他審査等業務及び安全対策業務に係る情報を速やかに提供する。	○ で品でいます。 一 新審員いた「たいの。」 ・ では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	↑る品目(以↑ こいう。)に分 は、審査の状況	対容に基づいて 「審議品目」 類されされる と・結果をまる し、報告品目	という。) が、新薬承記 とめた「審査 に係るものに	と報告するの 認情報のうち 報告書」及び こついては、	会薬事分科会医薬品部会 みの品目(以下「報告 海審議品目に係るものに β申請資料の概要をまと 「審査報告書」を情報提					
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度]					
		審 査報告書	35件	74件	77件	77件						
		資料の 概 要	16件	57件	51件	30件						
エ その他審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に資する措置をとること。	エ・医療機器の特性から一定の割合で発生する、構造上の欠陥とは言えない不具合の発生率を把握し、中期目標期間終了時までに不具合について科学的な評価を実施する体制を構築する。	で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	平	平成16年度 16年度 16年度 17年度 18年度 18年度 18年度 18年度 18年度 18年度 18年度 18	を報告品には表いて、 を報告品には表した。 は本のを進 計 計 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会	それぞれ 7 作 審般確定 会 ら 会 を 間 置 し と	ア平成17年度に承認され 中の審査報告書の公表版 4件及び医薬部外品に係 4件及び医薬部外品に係る審査報告書9件及 今後の作業スケジュー 替まえ、パイロットスタ 開催し、具体的な実施 料会での検討状況等についる。 その調査の実施状況及検 は、自動に関するを検	A 3.89	A 4.00	A 4. 00	A 4.00	A 3.97

・ペースメーカーなどの埋め込み型のリスクの高いトラッキング医療機器について、中期目標期間終了時までに経時的な不具合発生率など医療機器の稼働状況に係るデータを収集、評価するシステムを整備する。 ・不具合 D B からペースメーカー等の不具合名を分類し、対象医療機器一覧表、不具合分類一覧表を作成。 「平成17年度】・経時的な不具合発生率等のデータ収集に向け、プロトコールの作成及員の選定作業に着手。 「平成18年度】・機構が構築すべきトラッキング医療機器に関する情報収集システムの成。 「平成19年度」・「トラッキング医療機器のデータ収集評価システム構築に関する検討・開催。 ・企業及び医療機関から報告される副作用報告や不具合症例報告等の収調査等を的確に行うなど、各種の取組みを行った。(各年度)	び分科会委 概要を作			
---	---------------	--	--	--

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成16年度~19年度)の実績報告	事	業年度	評価結果	Ę	暫定評価
中 朔 日 惊	中 朔 司 画	自た計画別用(十成10 十及 ~13 十及)の天順報日	Н16	H17	H18	H19	期間の評価
(3)情報管理及び危機管理体制の強化 医薬品・医療機器の使用における副作用等のリスクを回避し、副作用等発生時の早期対応のための関係者の危機管理(リスクマネジメント)体制を強化すること。	(3)情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を達成するためにとるべき措置						
ア 複数の副作用情報に新たな関連性を見いだし、新規の安全性情報の発見・解析を行う手法を研究、導入すること。	ア 新規手法の導入 複数の企業から収集した副作用等情報を用いて、 副作用を早期に発見し、その未然防止策を講ずる ため、データマイニング手法(企業や医療機関等 から報告を受けた副作用等情報について統計的に 解析し、詳細に検討すべき副作用症例を抽出する 手法など)を研究し平成18年度までに手法を確 立し、中期目標期間終了時までに安全対策業務に 導入する。また、このような体制の整備状況につ いては、適宜、公表することとする。	○ 新規手法の導入に向けて、着実に検討を進めた。 【平成 16 年度】 ・検討すべきデータマイニング手法を明確化するとともに、外部専門家による検討評価を実施。 【平成 17 年度】 ・海外で導入されているシグナル検出手法の調査を行うとともに、日本のデータへの有用性について検討。 【平成 18 年度】 ・感度及び特異度の分析の実施によりシグナル検出手法の精度評価を行い、導入すべきシグナル検出手法を確立(3つに絞り込む)。 【平成 19 年度】 ・データマイニング手法を安全対策業務の支援ツールとして組み込むとともに、安全対策業務プロセス全般をサポートするため業務支援システムの開発に着手。					
イ 市販後の使用時の安全対策の重点化を図るため、医薬品を医療関係者が慎重に使用するような市販後安全体制に関する新規システムを研究、導入すること。	イ 拠点医療機関ネットワークの構築 副作用情報の解析の精度を高めるため、厚生労働省との協力、審査等部門との連携により、特定 の薬効群、特定の品目、特定の疾患毎に医療機関 を組織化し、情報を一定期間内に集中的に収集する情報収集拠点医療機関ネットワークを厚生労働 省と協力することにより中期目標期間終了時まで に構築する。 また、このネットワークに参加する医療機関に 対し、当該医療機関の診療に資する特定の疾患群 等における副作用情報や適正使用に関する情報を 重点的に提供する。	 ① 平成17年度より開始された抗がん剤併用療法実態把握調査(22療法)は、平成19年6月にすべての症例追跡を終え、解析方法等について検討を行うとともに、登録症例数3,505人、副作用報告延べ563件のデータに対して平成20年2月、最終解析を終了。 ② 平成18年度に実施した小児を対象とした「維持液投与後の低 Na 血症発生に関する電子媒体を用いた遡及的調査」について、データ解析を終了し、報告書を平成20年3月、ホームページ上で公表。 	A 3.89	A 3.89	A 3.63	A 3.63	A 3.76
ウ I T技術の活用等による効率的・効果的な安全性情報等の収集を図ること。	ウ 副作用・不具合情報等報告の電子化 ・医薬品の副作用・感染症等情報について、平成 15年10月に開始した電送について、電送し やすい環境を整備するとともに、企業に協力を 依頼し、中期目標期間終了時までに電送化率を 年平均80%以上とする。	 ○ 副作用・不具合情報等報告の電子化については、電送化率の目標達成に向けて、主な企業等への電送化導入の督励等を適切に行った。 【副作用等報告のインターネットを介した電送化の状況】 年度 H16年 H17年 H18年 H19年 電送化率(通年) 69.1 % 86.4 % 90.4% 91.1 % 					
	・医療機関、薬局等からの副作用・感染症等報告について、厚生労働省がインターネット経由で簡便に報告が行えるようなシステムを開発することとしているが、このシステムによる報告が開始すると同時に、厚生労働省との間の情報処理はオンラインで行うこととする。	○ 医療機関、薬局等からの厚生労働省へのインターネットによる報告システムの開発及び厚生労働省と機構間のオンライン情報処理化について、厚生労働省に協力を行い、同システムの導入を平成16年度に完了させた。また、平成18年度以降、医療機関、薬局等から厚生労働省へのインターネットを使用したオンラインの共有化について厚生労働省と協力しつつ検討を行った。					

- to the - 137	- Ho - 31		der de de		a o bester a	0 to oth	/ hp 44-	Ī	事業年度	評価結り	Į.	#C
中期目標	中期計画		暫定評	価期間(平成	16年度~1	9年度)の実	績報告	H16	H17	H18	H19	暫定評価 期間の評価
((3) 情報管理及び危機管理体制の強化	(3)情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標 を達成するためにとるべき措置											
エ 収集した安全性情報の解析結果等の医療関係者、企業へのフィードバック情報の利用拡大及び患者への適正使用情報の提供手段の拡大を図り、綿密な安全性情報提供体制を確立すること。	エ 情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立 <企業へのフィードバック> ・企業における危機管理体制の充実に資するため、 中期目標期間終了時までに医療機関からの副作 用情報や他企業が報告した医薬品の副作用情報 等のうち自社製品に係る情報にアクセスできる システムを構築する。	ついて	は、平成18年 94件及び不具	3月から公開	を開始した。	平成19年度末	具合が疑われる症例に までに、副作用報告累 後概ね6ヶ月で公表を					
	・また、中期目標期間を通じ、以下の業務を実施する。 ①市販直後の調査や拠点病院等における市販後の情報を活用し、重篤な副作用の発生予防、早期発見、重篤化を防止する対策について、企業に	○ 左記(面談の	実施や企業か	こついて、各種 らの照会への 企業との面談	対応等を行っ	行うとともに た。	、必要に応じて、企業					
	発兄、単馬化を閉止する対象について、近来に対する相談業務を実施する。 ②医薬品・医療機器の添付文書や患者用説明文書		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度						
	の作成・改訂を企業が自主的に行う際の相談に ついて迅速に対応する。	医薬品	513回	557回	567回	486回						
	③企業の市販後製品に係る危機管理計画に対し、 審査等業務担当及び安全対策業務担当が共同し	医療機器	722回	553回	292回	260回						
	て、助言を行う。	医療安全		46回	44回	166回		A 4.11	A 3.89	A 3.88	A 3. 75	A 3. 91
		計	1,281回	1,156回	903回	912回						
	④医療現場においてより安全に医薬品・医療機器が用いられることを目的とした製品改善や製品開発について分析し、相談業務及び審査等業務に還元する。	につい	て、医薬品・		する特性を踏	まえつつ専門	たヒヤリ・ハット事例 的な評価及び対策の検 。					
	⑤このような製品改善や製品開発につき、ヒヤリ ・ハット情報等の分析等に基づき、企業に対す る相談業務を実施する。	連事例 平成 平成 平成		関連事例に関			委嘱を行い、医薬品関 催している。					
	<医療関係者へのフィードバック> ・医療関係者向けの情報提供について以下の措置を講じる。											
	①医療用医薬品・医療機器の添付文書改訂の根拠 となった症例など、副作用・不具合症例に係る 情報を提供する。	19年度	末までに副作		件及び不具合		トの公表を行い、平成 を公表している。また、					
	②医療用医薬品の添付文書改訂の指示から当該指示文書のWebへの掲載までを2日以内に行う体制を、平成16年度中に整備する。			局と協議のう B掲載を達成し		手順書を作成	、運用し、平成16年度					
	③医療用医薬品の添付文書の改訂情報等について インターネットで提供するとともに、平成18 年度までに希望する医療関係者には、メールで 当該情報を提供するシステムを整備する。	で13,0 全性情	90件の提供を 報を希望する	行った。また、医療関係者に	、添付文書の 対してメール	改訂情報やク で提供する「	現在インターネット上 ラス I 回収情報等の安 医薬品医療機器情報配 配信先が登録された。					

		平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末			
	登録数	2,892件	6,762件	11,965件			l
	配信数	92件	93件	87件			l
④医療用医薬品の添付文書情報について、階層的に、より詳細な情報にアクセスできるシステムのあり方について厚生労働省が検討した結果を踏まえ、企業が作成した階層化情報の提供を平成18年度までに開始する。⑤患者に対する服薬指導に使用できる情報の提供の充実を図る。	訂の根拠 ページに 利便性を 〇 平成1	は症例情報、承認性 掲載するとともいう に向上させた。	青報等の情報コン こ、関連する情報 ターネットで患者	グランツを医薬品 限と添付文書情報と	医療機器情報提供ホーム この間にリンクを施し、		

							7= 4	Ę	 事業年度	評価結果	 果	
中期目標	中期計画		暫定評価	阴間(平成 1	6年度~1	9年度)の実	績報告	H16	H17	H18	H19	暫定評価 期間の評価
中期目標 (3)情報管理及び危機管理体制の強化 エ収集した安全性情報の解析結果等の医療関係者、企業へのフィードバック情報の利用拡大及び患者への適正使用情報の提供手段の拡大を図り、綿密な安全性情報提供体制を確立すること。	中期計画 (3)情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を達成するためにとるべき措置工情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立 <患者への情報提供> ・医薬品・医療機器を安全かつ安心して使えるよう、医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者からの相談業務を実施する。 ・また、厚生労働省における検討結果を踏まえ、平成2000年の世界が生まれた。	実施してい 電話件数 1日あたり 相談件数 1日あたり 2 平成17年 実施した。 電話件数 1日あたり 相談件数 1日あたり 相談件数 1日あたり	すり相談に- る。 平成16年度 7,137件 29.6件 8,790件 36.5件 7月から消 平成17年度 166件 1.0件 323件 1.9件	マ成17年度 7,741件 30.0件 10,505件 43.4件 サオ医療機器 平成18年度 376件 1.5件 581件 2.4件	成17年2月 平成18年度 8,459件 34.5件 11,696件 47.7件 4相談を開始 平成19年度 564件 2.3件 824件 3.4件	平成19年度 8,696件 35.5件 12,477件 50.9件 し、昼休みを	間を含めた相談業務を 含めた相談サービスを 含めた相談サービスを を があ力し、患者等が医療				1	暫定評価 期間の評価 A 3.76
		医薬品適正 用医薬品を 者向医薬品 また、平 の修正を行	使用への患 正しく理解 ガイド」の 成18年度に いながら、	皆参加推進に シ重大な副作 青報提供ホー おいては、₹ ヹ成20年3月	:関する研究 :用の早期発 ·ムページへ 可識者の助言 末までに、2)の研究班に 見等に供され の掲載を平成 fを得つつ、「 70成分、1,56°	協力し、患者等が医療 るよう作成された「患 1.17年度から開始した。 患者向医薬品ガイド」 7品目の公表を行った。 品目の掲載を行った。					
	<情報提供の内容及びその質の向上> ・個人情報に十分配慮しつつ、被害救済業務及び 審査等業務との連携を通じ、承認から救済まで 一貫した安全性の評価を実施する。	を受け、救 よる健康被	及び不支給液 済請求におい 害を低減すの間での情	いて見られた るため、添作	:不適正使用 大書の改訂	の事例などを を行うなど、	等に関する情報の提供 参考に、不適正使用に 各年度において救済部 いては、1件の添付文					
		議及び部会 各年度にお	からの情報品目勉強会	並びに機構タ ている。平♬	・における新 対19年度にお	薬第一・第二 3いては、7品	副作用検討会、専門協 部会及び薬事分科会に 目について審査部とと					

	③ 機構内における治験副作用検討会に出席し、市販直後調査中品目の副作用等について、安全対策部門から情報提供を行っている。(各年度)	
・情報提供業務の向上に資す 医療関係者に対して提供 18年度までに調査を行い ーズや満足度等を分析し、 に反映する。	こした情報について平成 平成 平成 平成	
	Web型アンケートを実施し、その意見を踏まえ、医薬品医療機器情報提供ホームページの改修を適宜実施した。	

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成16年度~19年度)の実績報告	事	業年度	評価結身	具	暫定評価
中	中 朔 司 画	音圧計画別則(平成10平度~19平度)の夫額報言	H16	H17	H18	H19	期間の評価
第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善 に関する目標は、次のとおりとする。 本目標第2の(1)及び(2)で定めた事項に ついては、経費の節減を見込んだ中期計画の予算 を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 3 資金計画 別紙3のとおり	○ 予算、収支計画及び資金計画に基づく予算執行等の実績は、各年度における決算報告書及び財務諸表のとおりである。 なお、平成17年度においては、副作用救済給付金の支給件数の増加により、副作用救済勘定の予算に不足を来したことから、厚生労働大臣に対し、17年度予算の変更届出手続きを行った。 また、平成19年度においては、特定C型肝炎感染被害者救済のための特定救済勘定を設置し、中期計画(変更)予算等を作成し提出した。					
	第4 短期借入額の限度額	○短期借入金なし					
	(1)借入限度額						
	23億円						
	(2) 短期借入れが想定される理由		A 3.89	В 3.22	A 3.75	A 4.13	A 3.75
	ア 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの遅 延等による資金の不足		3.67	3.22	3.73	4.13	3.73
	イ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給						
	ウ その他不測の事態により生じた資金の不足						
	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし	○重要な財産の譲渡等 なし					
	第6 剰余金の使途	○剰余金の使途 なし					
	審査等勘定において、以下に充てることができる。 ・業務改善に係る支出のための原資 ・職員の資質向上のための研修等の財源 なお、副作用救済勘定、感染救済勘定については、 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14 年法律第192号)第31条第4項の規定により、 残余の額は積立金として整理する。						

.h .hu .D .km	th ## 31 EE	最好等//	Ę	事業年度	評価結り	Į.	車6.4→きま/元
中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成16年度〜19年度)の実績報告	H16	H17	H18	H19	暫定評価 期間の評価
第5 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営 に関する重要目標は、次のとおりとする。	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成16年厚生労働省令第55号)第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。						
(1)人事に関する事項	(1) 人事に関する事項						
ア 職員の専門性を高めるために適切な能力開発 を実施するとともに、職員の勤務成績を考慮し た人事評価を適切に実施すること。また、この ような措置等により職員の意欲の向上を図るこ と。	ア・業務の質の向上を図るため、業務等の目標に応じて系統的に研修の機会を提供し、職員の資質や能力の向上を図る。	○ 研修計画等に従い、業務等の目標に応じた系統的な研修を実施するとともに、 個々の職員の資質や能力に応じた研修の充実に努めた。(各年度) <主な実績> (1) 新任者研修及び専門研修					
		平成17年度 2回 平成18年度 2回 平成19年度 2回					
		(2) 国内外の大学・海外の医薬品規制当局等への派遣研修 平成16年度 39人 平成17年度 62人 平成18年度 58人 平成19年度 57人	A 3.56	A 3. 56	A 3.88	A 3. 75	A 3.69
		(3) 国内外の規制当局担当者、企業や大学などの専門家を講師に招いた上での技術 的事項に関する研修 平成16年度 7回 平成17年度 26回 平成18年度 13回 平成19年度 20回					
		(4) 薬害被害者団体及び患者団体等から講師を招いた上でのそれぞれの立場に係る 内容に関する研修 平成17年度 4回 平成18年度 1回 平成19年度 1回					
		(5) 人事関係研修 平成16年度 4回 平成17年度 9回 平成18年度 14回 平成19年度 12回					
		(6) その他、英会話研修のための試験、英会話研修、接遇研修、施設見学、財務 研修等					
	・職員の意欲向上につながる人事評価制度を導入 し、職員の評価・目標達成状況を報酬や昇給・ 昇格に適切に反映する。	○ 平成17年に人事評価制度検討会を設置の上、検討を開始し、その検討結果を踏まえ、平成19年4月から人事評価制度を導入するとともに、国家公務員の給与構造改革等を踏まえた新しい給与制度を導入した。					
	・職員の専門性や業務の継続性を確保するため、 適正な人事配置を行う。	○ 職員の配置に当たっては、職員の知識・経験に配慮するほか、健康上の問題や業務上の特別な理由以外による短期間の異動は、基本的に行わないこととした。(各年度)					

平成17年度の改正薬事法の円滑な施行を確 保するため、適切な人員数を確保すること。ま た、総合科学技術会議の意見具申に基づき、必 要な審査人員数を確保すること

なお、採用に当たっては、本機構の中立性等 に十分、配慮すること。

イ・医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理 規則(平成11年厚生省令第16号)に関する 調査(GMP調査)の海外における実施など平 成17年度の改正薬事法の円滑な施行を確保す るとともに、総合科学技術会議の意見具申を踏 まえた審査部門の常勤職員の増員を行うため、 公墓を中心に専門性の高い有能な人材を採用す る。なお、採用に当たっては、本機構の中立性 等に十分、配慮することとする。

※人事に係る指標

期末の常勤職員数は、期初の152.7%を 上限とする。

期初の常勤職員数 (参考1)

317人

平成17年度の改正薬事法の円滑な施 行を確保するために増員した常勤職員数 40人

平成17年度研究開発振興業務の移行 に伴い減員した常勤職員数

11名

総合科学技術会議の意見具申を踏まえ て平成21年度までに増員する予定の2 36人のうち、当該中期目標期間に増員 する審査部門の常勤職員数

> 138人 期末の常勤職員数

484人(上限)

(平成21年度末の常勤職員数 582人(上限))

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額 15,705百万円(見込)

ただし、上記の額は、役員報酬並びに 職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務 手当に相当する範囲の費用である。

ウ 機構の業務が製薬企業等との不適切な関係を 疑われることがないよう、役職員の採用、配置 及び退職後の再就職等に関し適切な措置を講じ ること。

(2) セキュリティの確保

個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事 務室等のセキュリティを確保するとともに情報管 理に万全を期すこと。

ないよう、役職員の採用、配置及び退職後の再就 職等に関し一定の制約を設け、適切な人事管理を 行う。

(2) セキュリティの確保

- ・防犯及び機密保持のために事務室の入退室管理 設備を設置し、昼夜を問わず、入退室に係る管 理を徹底するなど内部管理体制を強化する。
- ・情報システムに係る情報のセキュリティの確保 に努める。

○ 公募に当たって、①募集要項の機構ホームページへの掲載、②募集要項・機構パ ンフレットの大学、病院等への送付、業務説明会等を実施した。

【平成16年度公募による採用状況等:平成17年4月1日現在】 常勤職員内定者数 57人

【平成17年度公募による採用状況等:平成18年4月1日現在】

1) 技術系職員(公募5回)

応募者数 約390人 採用者数 36人 採用内定者数 9人

2) 事務系職員(公募1回)

応募者数 約70人 採用者数 2人

【平成18年度公募による採用状況等:平成19年4月1日現在】

1) 技術系職員(公募5回) 応募者数 約320人 採用者数 28人 採用内定者数 16人

2) 事務系職員(公募2回) 応募者数 約150人 採用者数 6人

【平成19年度公募による採用状況等:平成20年4月1日現在】

技術系職員(公募4回)

応募者数 約1,070人 採用者数 77人 採用内定者数 74人

2) 事務系職員(公募2回) 約190人 応募者数 採用者数 14人

- ウ 製薬企業等との不適切な関係を疑われることが ① 採用時の誓約書の提出、配置、退職後の再就職等に関する制約又は家族が製薬企 業等に在職している場合の業務の従事制限等について就業規則に規定し、それらの 内容を職員に周知徹底することによって、適切な人事管理に努めた。(各年度)
 - ② 服務関係規程の周知を徹底するため、採用時の新任者研修において説明を行うと ともに、職員用ホームページへの掲載を行っている。(各年度)
 - 個人毎のIDカードによる「入退室管理システム」を平成16年度より事務室に導入 し、入室履歴を記録するとともに、部外者は自由に入室できない対策を講じている ほか、「入退室管理システム」の運用管理等に関する入退室管理規程を制定し、周 知徹底を図った。
 - 情報セキュリティの確保に向けて、各種施策を適切に実施した。 【平成16年度】
 - 情報セキュリティ規程、情報システム管理利用規程の制定

【平成17年度】

- ・暗号化メールの送受信のための準備
- 【平成18年度】
- ・遠隔地の外部委託先へのデータのバックアップ方法に関する検討及び情報システ ム管理利用規程等の改正に着手。
- ・情報セキュリティを向上させた電子メール(セキュアメール)本格運用の開始

【平成19年度】

- ・システム監査を実施し、その結果を公表の上、必要な改善を実施
- ・医療機器審査、治験相談及び品質管理業務へのセキュアメール利用拡大に向けた 関連規程の改正及び関係団体宛への通知発出

		desired to the second s	1	耳菜年度	評価結果	果	暫定評価
中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成16年度~19年度)の実績報告	H16	H17	H18	H19	期間の評価
の最新の技術動向等を的確に把握し、国立試験研究機関、大学、民間企業等と連携を図りつつ、有効かつ安全な医薬品等の研究開発を一層推進することにより、医薬品等の研究開発に係る国際競争力を強化し、もって国民保健の向上に貢献することが重要である。	3 研究開発振興業務 研究開発振興業務については、本機構が我が国の 医薬品等の研究開発振興の拠点として、国内外の最 新の技術動向等を的確に把握し、国立試験研究機関、 大学、民間企業等と連携を図りつつ、有効かつ安全 な医薬品等の研究開発を一層促進することにより、 医薬品等の研究開発に係る国際競争力を強化し、も って国民保健の向上に貢献することができるよう、 ゲノム科学等を応用した医薬品等の開発を促進する 観点から、以下の措置をとることとする。	※ 研究開発振興業務については、平成17年4月より独立行政法人医巣基盤研究所に 移管されたため、独立行政法人医巣品医療機器総合機構において現在実施している 業務ではないことから、実績及びその評価は平成16年度のみとなっている。					
(1) 国民の治療ニーズに即した研究開発の振興による国民保健の向上 以下の事項を総合的に実施し、画期的な医薬品等の研究開発を振興することにより、国民保健の向上に貢献すること。	(1) 国民の治療ニーズに即した研究開発の振興に よる国民保健の向上に係る目標を違成するためにと るべき措置						
ア 有望案件の発規 産業投資特別会計から出資を受けて実施する事業については、研究開発の動向等を踏まえ、実現性及び収益可能性がある案件への支援に特化すること。	ア 有望案件の発規 ・論文、各種研究報告書等からの情報収集により、 技術マップ (医療分野のバイオ関連研究施設・企 業の研究者とその研究テーマに関する情報集) や 知財マップ (医療分野のバイオ関連研究施設、企 業の有する特許などの知的所有権に関する情報集) を平成16年度中に作成し、随時充実を図ること により研究開発の動向の把握、有望な研究や研究 者の発掘に利用する。	○ 実用化研究及び基礎研究における知財マップ・技術マップを作成した。 ○ 実用化研究評価委員会委員、専門委員の双方に特許に精通した弁理士等の委員を 委嘱し、特許情報データーベースを活用し、保有特許の内容を精査した上で5課題 を新規に採択した。	(A) (3. 78)	1 1	_ _	-	. =
-	・マーケティングの観点から適正な評価をするために、平成16年度からベンチャーキャピタル等との連携を図り、実現性・収益可能性がより高い案件の発掘特度を向上させる。	○ 第1回ベンチャーキャピタル意見交換会を開催し、医薬品等の開発に係るベンチャー企業の現状、投資判断やフォローアップの手法についての意見交換を行った。					
イ 社会的ニーズに基づいた案件の採択研究開発 プロジェクトのテーマについては、社会的ニーズ を反映したものとすること。	イ 社会的ニーズに基づいた案件の採択 ・採択する研究開発プロジェクトのテーマは、将 来的に実用化という形で社会還元できる可能性が 高く、社会的ニーズを反映したものとする。	(実用化研究) ① 「研究振興業務に係る研究評価実施契領」を作成しこれに基づき、5 課題を新規に採択した。 (基礎研究) ② 「基礎的研究業務に係る研究評価実施契領」を作成の上、17年度採択案件公募を実施した。			٠		
	・社会的ニーズを公募テーマの設定に反映させるため、臨床現場等に対しアンケート調査を実施する。 ・アンケート結果等をどのように研究開発プロジェクトのテーマの採択に反映したかを公表し、政策目的と案件採択基準の関係を分かりやすく国民に説明する。	○ 実用化研究評価委員会委員及び専門委員、基礎的研究評価委員会委員及び専門委員を対象にアンケート調査を行い、ホームページに公表した。また、アンケート結果について、基礎研究推進事業の17年度新規採択分の公募デーマの設定に反映させるとともに、案件採択にあたっての判断材料として用いることとした。					
ウ 国家政策上、重要性が高いテーマの選定・採 択国家プロジェクト等に係る重要性が高い研究に ついては、厚生労働省の意向に沿ったテーマの選 定、採択を行うこと。	ウ 国家政策上、重要性が高いテーマの選定・採択・国家政策上、重要性が高いものとして政策当局が推進する研究を行う場合には、厚生労働省の意向に沿ったテーマの選定、採択を行う。	(実用化研究) ① 「研究振興業務に係る研究評価実施契領」を作成しこれに基づき、5課題を新規に採択した。(基礎研究) ② 「基礎的研究業務に係る研究評価実施要領」を作成の上、17年度採択案件公募を実施した。					

		25 the 1 th 25 th 25 th 25 th 25 th	(実用化研究) (実用化研究)				'	
	エ 研究内容を重視した案件の採択 研究内容を重視した案件の採択を適正に行うこ	エ 研究内容を重視した案件の採択 ・研究者の経験や名声にとらわれず、真に優れた						
١	٤,	研究案件を採択する。	(基礎研究) (基礎研究) ② 「基礎的研究業務に係る研究評価実施要領」を作成の上、17年度採択案件公募を	·				
١			(2) 「基礎的研究業務に保る研究計画大地安保」と行為として、					
	•	・資金供給先の不必要な重複や特定の案件、研究 者への研究開発資源の集中を排除するよう配蔵す	(実用化研究) ○ 厚生労働省を通じて他省庁に資金提供先を照会した。	,				
		3.			<u> </u>		<u></u>	ڶ
			<u> </u>					

		がらいともなかでもは目(ですいと) ことにはら、 1 C にない) (C なんなおれた	Į	4業年度	評価結り	R	暫定評価
中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成16年度~19年度)の実績報告	H16	Н17	H18	H19	期間の評価
(2) 知的財産の創出及び製品化の促進 以下の事項を総合的に実施することにより、研究成果を特許等の知的財産の創出や医薬品等の製品化を促進し、具体的な成果を國民に選元すること。	(2) 知的財産の創出及び製品化の促進に係る日標を達成するためにとるべき措置						
ア プログラムオフィサー制度の導入 適切な選定プロセスを構築する観点から、総合科学技術会議における議論を踏まえ、プログラムディレクター、プログラムオフィサーを配置すること。	ア プログラムオフィサー制度の導入 ・適切な避定プロセスを構築する観点から、総合 科学技術会議における議論を踏まえ、平成17年 度までにプログラムディレクター、プログラムオ フィサー制度を導入するとともに、これら高度の 専門性が必要とされる職種について、積極的に外 部から人材を登用する。	○ プログラムディレクター、プログラムオフィサーを登用した。			·		
	・プログラムディレクター、プログラムオフィサーは、開発の進捗状況に応じ、第一次評価を行った専門家の意見を踏まえ、研究開発計画の見直しを指導するとともに、研究開発資源配分の見直しを行う。 ・研究開発の進捗が著しく遅延しているプロジェクトは、原則として中止する。	○ 実地調査を行い、研究の進捗状況、適正な会計が行われているか等のチェックを 行った。					
·	・プログラムディレクターは、明確な基準に基づき、プログラムオフィサーの業績評価を行い、その結果を処遇に反映させる。	○ プログラムオフィサーの業績評価方法等について内部で検討した。	(A) (3.67)	1 1	_	_	_
イ 政策目的の実現に適した評価予法の確立 定量的指標に基づいた評価を行い、適正な研究開発資源の配分を行うこと。	イ 政策目的の実現に適した評価手法の確立 ・プロジェクトの採択に際しての事前評価から終 了時評価に至るまで、一貫した考え方に基づい 評価するための定量的指標を導入する。 ・定量的指標については、保健医療への貢献度、 独創性・新規性、計画の妥当性、研究開発の を協力等に関する項目を設定するとと に、項目間の適切なウエート付けを行う。 ・評価結果を研究開発資源の配分に反映、 で、 資源開発課題によいて必要不可欠な研究開発課題の 研究開発課題によいて必要不可欠な規等にも 原、②当該研究開発課題のチームの規模等に 億して行う。	(実用化研究) ① 「研究振興業務に係る研究評価実施要領」を作成した。 (基礎研究) ② 「基礎的研究業務に係る研究評価実施要領」を作成した。 (実用化研究) ③ 実用化研究評価委員会にて面接審査を実施した上、実地調査を実施した。 (基礎研究) ④ 継続分の実地調査を実施した。新規採択分については、面接審査を実施した。					
	・希少疾病用医薬品等開発振興業務に関し、試験 研究の進捗状況報告を適時求めるなど、助成金の 適正かつ効率的な交付に役立てる。	 助成金の申請内容について、ヒアリングを行った。 試験研究進捗状況についての中間報告会を実施した。 実地調査を実施した。 16年度試験研究について各社から文書にて最終の報告を受け、各社の助成金交付額を決定し、助成を行った。 助成終了後の企業3社に対して、開発状況について報告させるとともに、承認申請を促進させるための指導・助言を行った。 					
ウ 外部評価者の活用等による実効性のある評価の実施中立かつ公正な採択評価を行うため、外部評価者による二段階評価を実施すること。特に、実用化研究については、3年の委託期間を原則として、委託終了時等に実施・公表する外部評価を以後の業務の改善に結びつけること。	ウ 外部評価者の活用等による実効性のある評価の 実施 ・各年度毎に外部評価者による会議を開催すると ともに、厚生労働省の意見を聴取した上で、あら かじめ優先公募すべきテーマを明確にし、広く公 表する。	 ○ 実用化研究及び基礎研究において、公募テーマをホームページに公表した。 (実用化研究) ① 実用化研究評価委員会及び専門委員を設置し、二段階評価を実施した。 (基礎研究) ② 基礎的研究評価委員会及び専門委員を設置し、二段階評価を実施した。 				:	

・中立かつ公正な採択評価を行うため、外部評価 者により、研究課題や事業目標の二段階評価(第 一次評価、第二次評価)を実施する体制を平成1 6年度中に構築する。 ・第一次評価については、各分野の先端的技術に 精通した専門家を積極的にプールし、専門家評価 を実施する。 ・第二次評価については、外部有職者による評価 会議を設置し、第一次評価の妥当性を検証する。 (実用化研究) ・各研究開発プロジェクトにおいては、プロジェ ① 応募書類に「年度別計画および到達目標」を記述した。 クト終了時点での到達目標とそのための事業計画 ② 実用化研究評価委員会を開催し事前評価を実施した。 を明確にさせ、採択時評価に役立てるとともに、 年次フォローアップを行い、①基礎的研究に係る (基礎研究) ③ 基礎的研究評価委員会にて中間評価・5課題、年次評価・21課題、終了時評価・ ものについては原則として5年の研究期間とし 中間及び終了時評価に役立て、②実用化研究に係 1課題を実施した。 るものについては原則として3年の委託期間とし、 終了時及び終了後の継続評価に役立てる。 ・特に、実用化研究については、外部評価者を活 用したプロジェクト評価を適切な手法で実施する とともに、その結果をもとにプロジェクトの縮小 ・中止・見直し等を迅速に行う。また、延長申請 がなされたプロジェクトについては、委託終了時 に延長の必要性について厳格な評価を行う。 ・希少疾病用医薬品等開発振興業務に関し、助成金 | ① 交付条件を関係企業に説明会開催通知発送の際に同封した。 ② 開発企業に対し、助成金交付に係る説明会を実施した。 交付手続の簡略化や交付条件の明確化に努めると ③ 助成品目、交付先企業、助成金交付額について、ホームページに掲載した。 ともに、事業の透明性の確保を図る。 エ バイ・ドール方式による研究成果の活用 エ バイ・ドール方式による研究成果の活用 <基礎的研究の成果の活用> 産業活力再生特別措置法(平成11年法律第 ○ バイ・ドール方式により新規9課題、継続36課題の契約を締結した。 ・「知的財産戦略大綱」の趣旨を踏まえ、原則とし 131号) 第30条の趣旨を踏まえ、医薬品等 て産業活力再生特別措置法 (平成11年法律第1 に係る研究開発を一層推進するとともに、研究 31号) 第30条 (以下「日本版バイ・ドール条 ① 「基礎的研究業務に係る評価実施要領」に基づき、新規採択課題を決定 成果の効率的な活用を促進すること。 項」という。)を適用する。 ・採択課題 (指定研究を除く。) 1件あたりの査読 ② 継続課題について、論文発表、特許出願等の具体的な成果をあげた課題の研究費 付論文の発表数を、中期目標期間終了時までに、 中期目標期間前の5年間の平均件数と比べ、10 配分額を増額した。 %程度以上増加させる。 ③ 中間評価の結果に基づき、論文や特許等の具体的な成果が期待できるものに研究 ・採択課題(指定研究を除く。) 1件あたりの特許 出願件数を、中期目標期間終了時までに、中期目 のテーマを絞るよう、研究者を指導した。 標期間前の5年間の平均件数と比べ、10%程度 以上増加させる。 ・なお、我が国の医薬品・医療機器産業等への影 響、海外での利用可能性を踏まえた上で、外国出 願も行う。 ※「指定研究」とは、基礎的研究業務の一環と して、厚生労働省から研究の基本方針、研究実 施機関 (国立がんセンター等) 等の指定を受け て実施するもの。 <実用化研究の成果の活用> ・日本版バイ・ドール条項の趣旨を踏まえ、研究 | ① 16年度募集分について措置した上で、ホームページにて公表した。 成果(特許権等)を受託者たる民間企業等に帰属 | ② 17年度募集分について、ホームページにて公表した。 させるいわゆるバイ・ドール方式による委託事業 を平成16年度に創設する。 ③ 実用化の可能性が高く収益が見込まれる5課題を新規に採択した。 ・製品化に近い実用化研究への支援に特化するこ とにより、研究開発の成功確率の向上や開発期間 の短縮を目指す。具体的には資金不足期にある企 業に対し、重点的に資金提供を行う。

	・中期目標期間中に研究成果による収益が見込まれる案件を確保する。 ※中期目標期間中に「収益が見込まれる」案件とは、資金提供先の保有する知的所有権の実施許諾について他者と交渉中のものがあるもの等、近いうちにプロジェクトの成果が製品化され、売上が計上される見込みのあるもの。	•			
オ 研究成果等の公表 ホームページ等を活用し、研究成果や評価結 果を積極的に公表すること。	とりまとめ、概要を積極的に公表する。(法人等の 権利・利益に関する情報を除く。)	① 新規採択9課題(16年度分)の研究概要をホームページに公表した。			

奖品医療機器総合機構			4	暫定評価			
中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成16年度~19年度)の実績報告	1116	H17	1118	H19	期間の評価
(3) 利用しやすい資金の提供 以下の事項を総合的に実施することにより、研	(3) 利用しやすい資金の提供に係る目標を達成す るためにとるべき措置						
以下の事項を総合的に交通することを図ること。 完者や企業の研究開発の意欲の向上を図ること。 ア 電子化の推進 研究者等の利便性の向上を図るため、電子化 を積極的に推進すること。	ア 電子化の推進 ・公募に際しては、平成16年度からホームペー ジを活用することにより、公募開始の1ヶ月前(緊 急的に必要なものであって、事前の周知が不可能 なものを除く。)には公募に係る事前の周知を行う。	○ 新規課題の公募の際には、1ヶ月以上前にホームページ上で予告して事前の周知を行った。			·		
	・平成16年度からホームページ上で改善提案を 受け付けるなど、業務改善を実施する仕組みを構 築する。	○ 業務改善のための意見等の受付窓口をホームページに設置した。 	(B) (3. 22)	_	-	=	=
イ 審査の迅速化 基礎的研究に係る新規採択課題について は、迅速な採択決定を行うこと。	イ 審査の迅速化 新規採状課題については、公募締切から採択決 定までの期間を、中期目標期間終了時までに、中 期目標期間前の5年間の平均期間と比べ0.5ヶ 月間程度短縮する。	i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e					
ウ 選定結果の公表 透明性・公平性を図る観点から、選定結果を 公表すること。	ウ 選定結果の公表 強定結果を公表し、不採択案件応募者に対して も明確な理由を通知する。	○ 実用化研究及び基礎研究の新規採択課題の決定について、ホームページに掲載した。 ○ 16年度分応募者への採択審査結果を通知した。					
エ 弾力的な研究費の交付 研究者等の利便性に配慮し、研究費の弾力的 な交付を行うこと。	エ 弾力的な研究費の交付 ・研究開発課題の内容に応じて、平成16年度中 に研究費の繰越を認める。	○ 研究費の繰越に関する適用条件等を資金提供先へ通知した。					

医薬品医療機器総合機構

		### ### (*** ### ### / *** # # # # # # # # # # #	1	暫定評価			
中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成16年度~19年度)の実績報告	H16	H17	1118	H19	期間の評価
(4) 承継業務の適正な実施	(4) 承継業務の適正な実施に係る目標を適成する ためにとるべき措置					i i	
出資事業に係る収益の最大化を図るために必 要な措置を行うとともに、融資事業に係る貸付 金の回収を確実に行うこと。	・平成16年度中に出資法人に対し具体的な事業 計画の策定を求め、研究成果の事業化・収益化を 促す。	① 事業計画書の提出を受け、電話やメールなどで適宜指導を行った。 ② ホームページで出資法人の会社概要と技術移転可能な特許の一覧を公表した。	(A) (3. 67)	_	-	<u>-</u>	
	・出資法人が保有する知的所有権の将來収益を見 通した上で、外部専門家の意見を踏まえ、期待さ れる収益が管理コストを下回ると判断された場合 は、速やかに株式の処分を実施する。	○ 成果管理委員による外部評価結果のとりまとめを行い、この結果を踏まえ、株式 処分に関する平成16年度の方針を決定した。	·			2	
	・貸付金の回収については、計画的かつ確実に進 めるものとする。	○ 償還計画に沿った貸付金の回収を行った。 -					

中期目標期間の業務実績に対する総合機構の暫定評価結果

	中期計画・年度計画上の区分		評価対象区分		16年度実績		17年度実績		18年度実績		隻実績	暫定評価	
					委員会 評価	自己評価	委員会 評価	自己評価	委員会 評価	自己評価	委員会 評価	委員会評価	
第1	法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対	対して	提供するサービスその他の業務の質の向上						L	<u> </u>			
		1		Α	Α	Α	Α	Α	A	Α	Α	A	
	(1) 効率的かつ機動的な業務運営	2	審議機関の設置による透明性の確保	Α	Α	Α	Α	Α	Α	Α	Α	· A	
		3	各種経費節減	Α	Α	Α	Α	Α	Α	Α	Α	А	
	(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	4	拠出金の徴収及び管理	Α	Α	Α	Α	Α	Α	Α	В	Α	
	(3) 国民に対するサービスの向上	5	相談体制の整備、業務内容の公表等	Α	Α	Α	Α	Α	В	Α	Α	Α	
第2	部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対し	して扱	と供するサービスその他の業務の質の向上 と供するサービスをの他の業務の質の向上										
1	健康被害救済給付業務			r	1	r	1	r	T	ļ 	1	ļ	
	(1)制度に関する情報提供の拡充及び見直しに係る目標を 達成するためにとるべき措置												
	(2) 制度周知のための広報活動の積極的実施に係る目標 (2) を達成するためにとるべき措置	6	救済制度の情報提供、相談体制の充実	A	Α	A	A	A	A	Α	A	A	
	(3) 相談窓口の拡充に係る目標を達成するためにとるべき 措置			i									
	(4)情報のデータベース化による一元管理に係る目標を達 (4)成するためにとるべき措置		業務の迅速な処理及び体制整備		С	В	В	s	s			А	
	(5) 目標を達成するためにとるべき措置	7	来物が足迹などを及び呼呼音楽	В						S	A		
	(6) 標を達成するためにとるべき措置								†	·		†	
	(7) 被害実態等に関する調査の実施に関する検討に係る目標を達成するためにとるべき措置	8	部門間の連携及び被害実態調査の実施	Α	A	A	Α	A	A	A	A	A	
	スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する (8) 受託支払業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき措置	るた 製 の適	スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する 受託支払業務等及び特定フィブリノゲン製剤及び特定 血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対 する給付業務等の実施	Α	A	A	A	A	A	A	A		
	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第区因子製(9)剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき措置											^	
2	審査等業務及び安全対策業務												
		10	業務の迅速な処理及び体制整備(医薬品)	Α	Α	Α	Α	A	A	A	В	A	
	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化 (1) に係る目標を達成するためにとるべき措置	11	業務の迅速な処理及び体制整備(医療機器)	В	В	Α	Α	A	Α	Α	В	В	
		12	業務の迅速な処理及び体制整備(治験相談)	В	С	В	В	A	В	Α	Α	В	
		13	審査等業務及び安全業務の質の向上	A	A	Α	Α	Α	Α	Α	Α	А	
	(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に係る (2) 目標を達成するためにとるべき措置	14	適正な治験の普及等	Α	Α	Α	Α	A	A	Α	A	А	
			審査等業務及び安全業務の透明化の推進等	Α	Α	Α	Α	A	Α	Α	Α	А	
		16	副作用等の情報の収集	Α	Α	А	Α	Α	Α	Α	Α	Α	
	(3) 情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を達成 するためにとるべき措置	17	企業、医療関係者への安全性情報の提供	Α	Α	Α	Α	Α	Α	Α	А	Α	
	, 5,3,1		患者、一般消費者への安全性情報の提供	Α	Α	Α	Α	Α	А	А	Α	Α	
第3	: 予算、収支計画及び資金計画	19	予算、収支計画及び資金計画	Α	Α	Α	В	Α	Α	s	A	Α	
第4	短期借入金の限度額												
第5	重要な財産の譲渡、担保に供するときの計画	1											
第6	剰余金の使途	1											
第7	その他主務省令で定める業務に関する事項												
	(1) 人事に関する事項			T .	A	A	A	A	A	Ι.	A	A	
	(2) セキュリティの確保	20	0 人事に関する事項及びセキュリティの確保	A						A			
L	· 厚生労働省独立行政法人の業務実績の評価基準:	A B	中期計画を大幅に上回っている 中期計画を上回っている 中期計画を概ね達成している 中期計画をやや下回っている	0 17 3 0	17 1	18 2	17 3	19 0	17 2	18 0	17 3	18	